

八 幡 浜 市
一 般 廃 棄 物 （ ご み ） 処 理 基 本 計 画

令 和 4 年 3 月

愛 媛 県 八 幡 浜 市

目 次

第 1 章 基本的事項

第 1 節	計画策定の背景と目的	1
第 2 節	計画の期間と目標年度	1
第 3 節	計画の位置付け	2
第 4 節	循環型社会形成推進のための関連計画及び関係法令等	3
1.	循環型社会形成推進のための関係法令・体系	3
2.	国の動向	4
3.	愛媛県の動向	4
4.	SDG s の取り組み	5

第 2 章 地域の概要

第 1 節	自然環境	6
1.	地理、地形	6
2.	気象	7
第 2 節	社会環境	8
1.	人口動態	8
2.	産業構造	10
第 3 節	生活環境	11
1.	土地利用	11
2.	都市計画	12
3.	将来計画	13

第 3 章 ごみ処理の状況

第 1 節	ごみ排出量の実態及びその性状	14
1.	ごみ処理の流れ	14
2.	ごみ排出量の実態	18
第 2 節	ごみ減量化・資源化の実績	20
1.	ごみ減量化の実績	20
2.	ごみ資源化の実績	21

3.	3.	3.	3.	32
第3節	ごみ処理の実績	23
1.	焼却処理量	23
2.	資源化処理量	23
3.	最終処分量	24
第4節	ごみ処理の体制	25
1.	収集・運搬	25
2.	中間処理・最終処分	26
3.	現有施設の概要	26
4.	ごみ処理経費の状況	29
第5節	愛媛県内自治体との比較	30
1.	総ごみ一人一日平均排出量	30
2.	家庭系ごみ一人一日平均排出量	30
3.	事業系ごみ一人一日平均排出量	31
4.	リサイクル率	32
第6節	一般廃棄物処理システムの評価	33
1.	評価について	33
2.	類似都市の選定	33
3.	支援ツールによる分析結果	34
4.	分析結果の評価	34
第7節	ごみ処理技術の動向	35
1.	収集運搬技術	35
2.	中間処理技術	36
3.	最終処分技術	37
第8節	ごみ処理の課題	38
1.	国・県・現行計画の目標値との比較	38
2.	現行計画の施策の実施状況	40
3.	課題の整理	41

第4章 ごみ処理基本計画

第1節	基本方針	42
1.	計画目標	42
2.	基本方針	42
第2節	将来人口の推計	43
第3節	ごみ排出量の予測	44

1.	予測方法	44
2.	ごみ排出量の推計値（現状のまま推移した場合）	45
第4節	減量化及び資源化の目標	47
1.	目標設定にあたって	47
2.	目標達成に向けた排出抑制及び資源化の設定	47
3.	目標値の設定	47
4.	ごみ排出量の将来推計値（目標を達成した場合）	48
第5節	施策の展開	50
1.	施策の体系図	50
2.	計画目標及び基本方針達成のための役割	51
第6節	ごみ排出抑制・資源化計画	52
1.	ごみの排出抑制及び減量化の方策	52
2.	ごみの資源化に係る方策	55
3.	食品ロス削減対策	57
第7節	収集・運搬計画	60
1.	収集・運搬に関する今後の取組み	60
2.	収集・運搬の主体	60
3.	分別の種類・区分及び分別の方法等	60
4.	収集・運搬量	60
第8節	中間処理計画	61
1.	中間処理に関する今後の取組み	61
2.	中間処理の方法及び量	61
3.	将来的な整備方針	62
第9節	最終処分計画	63
1.	最終処分に関する今後の取組み	63
2.	最終処分の方法及び量	63
第10節	その他	64
1.	廃棄物減量等推進審議会等の活用	64
2.	適正処理困難物対策	64
3.	特別管理一般廃棄物対策	64
4.	災害廃棄物処理計画	65
5.	不法投棄対策	65
6.	海洋ごみ及び漂着ごみ対策	66
第11節	計画の進行管理の実施	67

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景と目的

八幡浜市（以下「本市」という。）では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成13年3月に一般廃棄物の処理に関する長期的な計画である「八幡浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。その後、社会情勢の変化などにより、平成20年度及び平成25年度の2回見直しを行いました。

国においては、平成13年1月に「循環型社会形成推進基本法」が施行されるのと前後して、様々なリサイクル関連法が制定され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境に配慮した循環型社会の形成を推進するための社会システムの整備を推進しています。さらに、平成28年1月には、廃棄物処理法に基づく基本方針が変更され、令和2年度を目標とする廃棄物の排出量、再生利用率及び最終処分量等に係る次期目標量が定められるとともに、非常災害時の災害廃棄物対策に係る事項が追加されました。

「八幡浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、本市が循環型社会形成に向けて市民・事業者・行政が連携し共に行動する取組みに関する施策の指針として平成26年3月に改訂した「八幡浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現行計画」といいます。）について、改訂から7年が経過したため、計画の改訂を行うものです。

第2節 計画の期間と目標年度

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を目標年度とする10年間計画とします。

本計画は、初年度からおおむね5年が経過する令和8年度を目途に、制度の改正やごみ処理を取り巻く情勢が変化することから、数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行います。

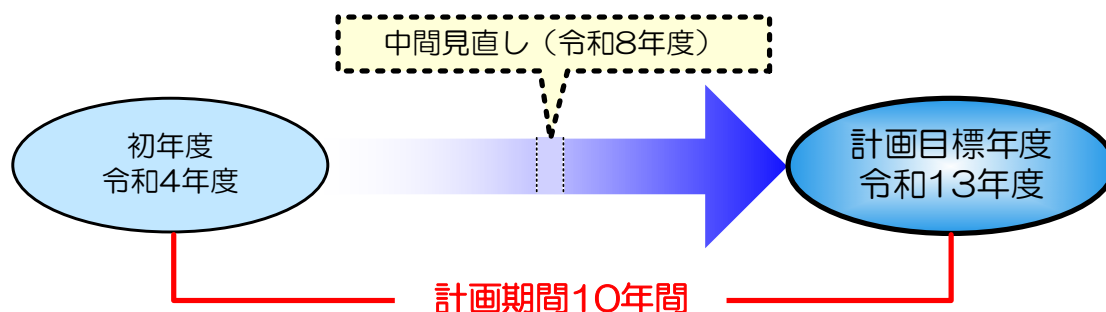


図1-1 本計画の計画期間

第3節 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図1-2に示すとおりです。

本計画は、廃棄物処理法に基づき策定するものであり、本市が長期的、総合的視点に立ってごみの適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の基本方針を示し、また、今後の廃棄物行政執行のための必要な事項を定めるものです。

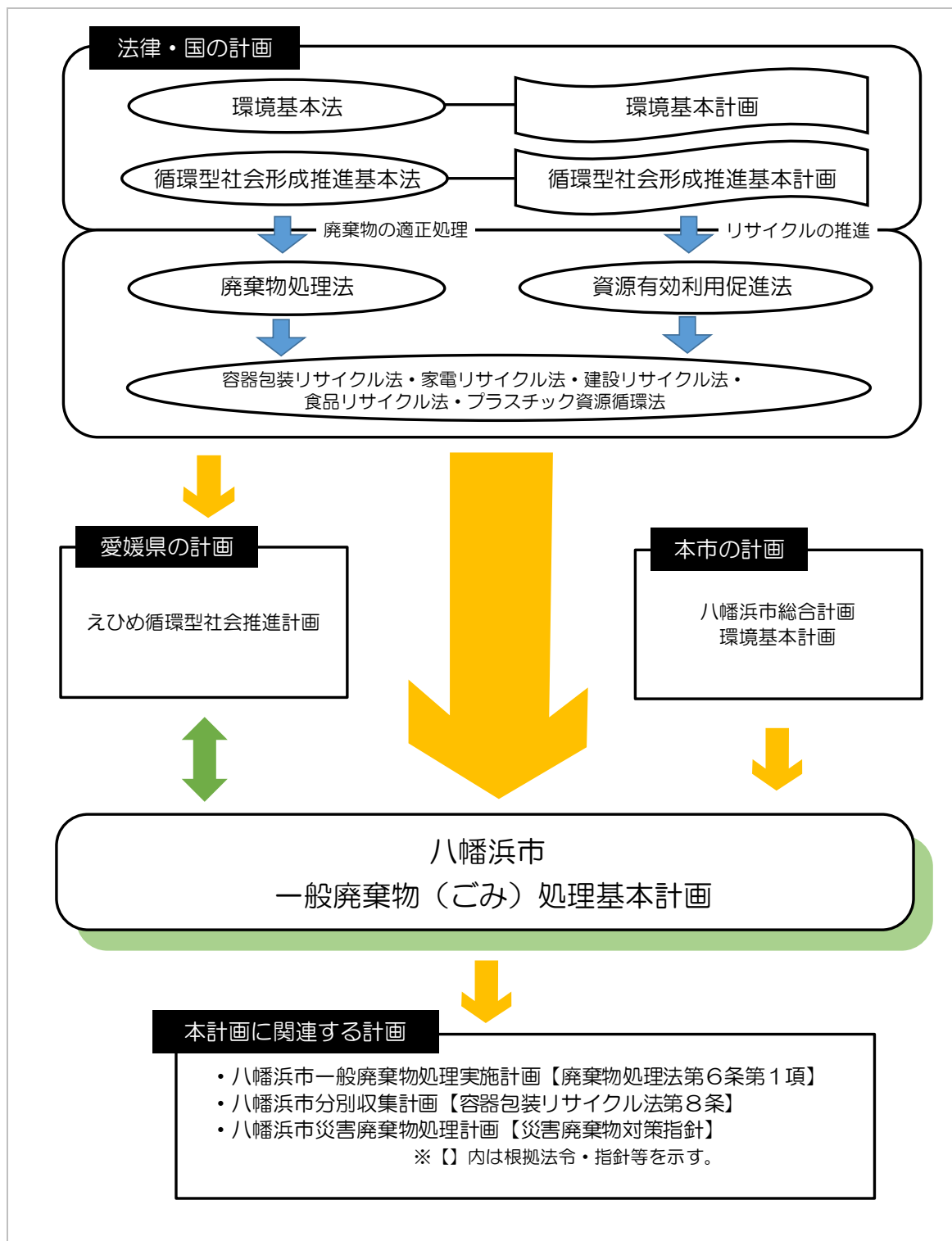


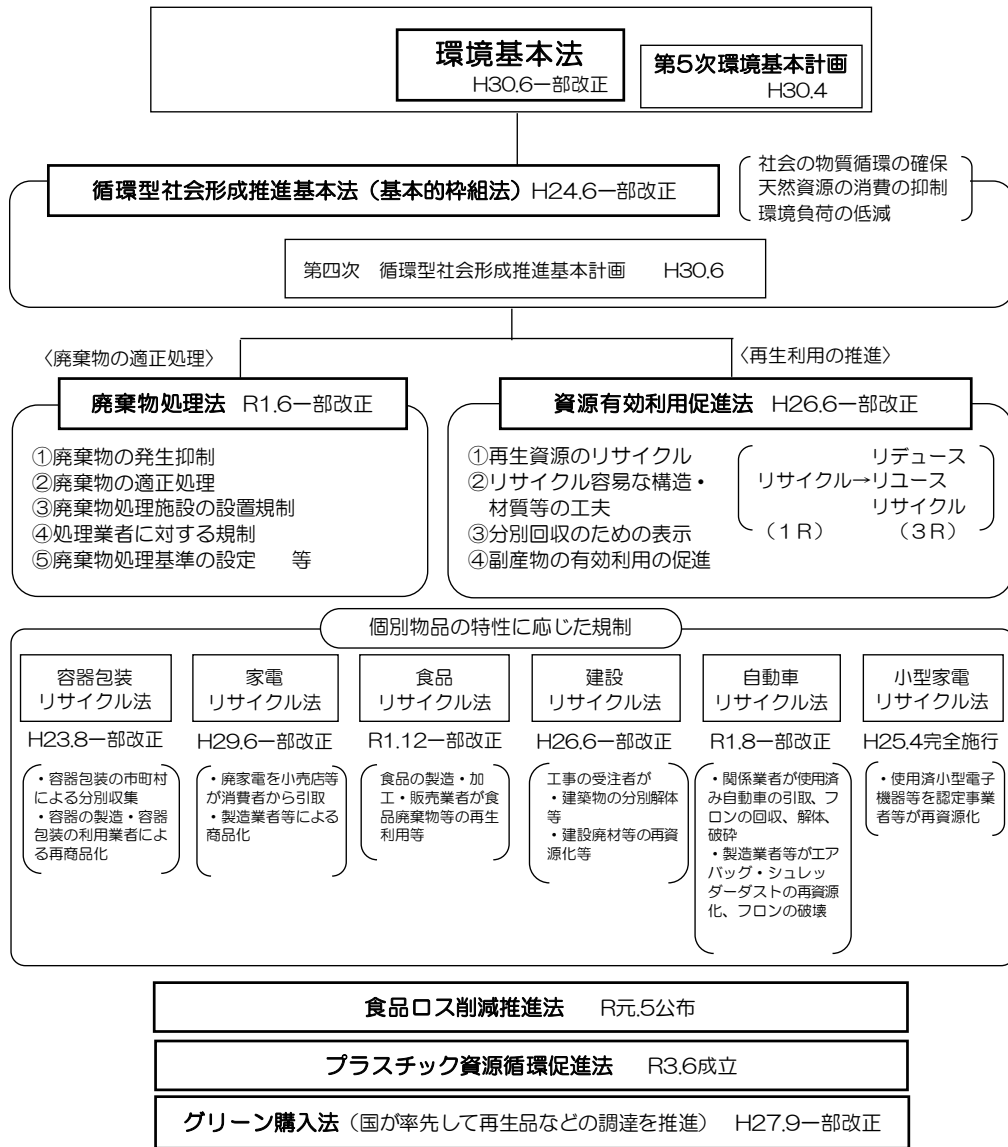
図1-2 本計画の位置付け

第4節 循環型社会形成推進のための関連計画及び関係法令等

1. 循環型社会形成推進のための関係法令・体系

国は、循環型社会の形成と推進に向けて、循環型社会形成推進基本法をはじめ、個別物品の特性に応じた各種リサイクル法を整備しています。

循環型社会の形成と推進のための法体系は、図1-3に示すとおりです。



※個別物品の特性に応じた規制の正式名称（以下、略称表記とする。）

容器包装リサイクル法	： 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
家電リサイクル法	： 特定家庭用機器再商品化法
食品リサイクル法	： 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
建設リサイクル法	： 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
自動車リサイクル法	： 使用済み自動車の再資源化等に関する法律
小型家電リサイクル法	： 使用済み小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律
食品ロス削減推進法	： 食品ロスの削減の推進に関する法律
プラスチック資源循環促進法	： プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律
グリーン購入法	： 国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律

図1-3 関係法令の体系

2. 国の動向

国では時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法制度の制定、改正等を行い、地方自治体、民間事業者、住民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会の構築を進めています。

国におけるごみの減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）」と「循環型社会形成推進基本計画」に示されています。

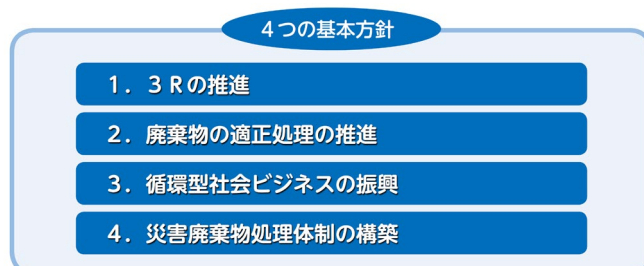
廃棄物処理基本方針は、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めたもので、平成13年5月に策定されました。その後、平成22年12月及び平成28年1月に改正されましたが目標年度を過ぎ、第4次循環型社会形成推進計画等の目標を参考に施策を進めます。

また、循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年3月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成20年3月には「第二次循環型社会形成推進基本計画」が、平成25年5月には「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、現在は平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進計画」が策定されています。

3. 愛媛県の動向

愛媛県では、これまで廃棄物の減量化とリサイクルや適正処理の推進を目的とする「えひめ循環型社会推進計画」、廃棄物処理問題に適切に対応するための「愛媛県廃棄物処理計画」を策定し、それぞれの計画に基づき循環型社会の構築に向けた各種の取組みを実施してきましたが、平成23年度に「えひめ循環型社会推進計画」と「愛媛県廃棄物処理計画」を統合し、「第三次えひめ循環型社会推進計画」を策定しました。第三次計画の計画期間が終了するに当たり、これまで進めてきた各主体の取組みを検証しこれまでの取組みをさらに進めるとともに、新たな課題に対応した取組みを推進するため、平成29年3月に「第四次えひめ循環型社会推進計画」として策定されました。

この計画においては、図1-4に示す施策の4つの基本方針を定め、県民、事業者、行政等様々な主体が一体となって、地域特性や循環資源の性質に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に取り組むことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築を目指すことです。



資料：第四次えひめ循環型社会推進計画（平成29年3月）

図1-4 基本方針

4. SDGsの取り組み

世界では平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、略称:SDGs(エスディーゼーズ))が令和12年までの具体的な指針として掲げられました。

我が国では、平成28年12月に「SDGs実施指針」を策定し、令和元年に同方針が改定され、「SDGsアクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

ごみに関係するSDGsの取り組みを推進していく上では、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みが一層重要と考えられています。

SDGs

「持続可能な開発目標」で、2015(平成27)年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、掲げられた2030(令和12)年までの具体的な指針のことで

す。SDGsは17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



ゴール11「**住み続けられるまちづくりを**」は「包摂

的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のテーマのもと、ごみに関連する以下のターゲットが定められています。

- 2030(令和12)年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減します。



ゴール12「**つくる責任 つかう責任**」は「持続可能な生産消費形態を確保する」のテーマのもと、食品ロスや廃棄物の削減に関して以下のターゲットが定められています。

- 2030(令和12)年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させます。
- 2020(令和2)年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減します。
- 2030(令和12)年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減します。



ゴール14「**海の豊かさを守ろう**」は「海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する」のテーマのもと、海洋プラスチックごみ問題への対応に関する以下のターゲットが定められています。

- 2025(令和7)年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減します。

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理、地形

本市の位置は、図2-1に示すとおりです。

本市は、愛媛県の西部、佐田岬半島の基部に位置し、総面積は132.65km²で、北は瀬戸内海に面し、東は大洲市、南は西予市、西は伊方町と接しています。また、西側の南半は豊後水道（宇和海）をはさんで九州に対しています。海岸線はリアス式海岸を形成しており、急斜面が海岸に迫る地形で平坦地が少なく、岬と入り江が交錯した風光明媚な景観をなしています。

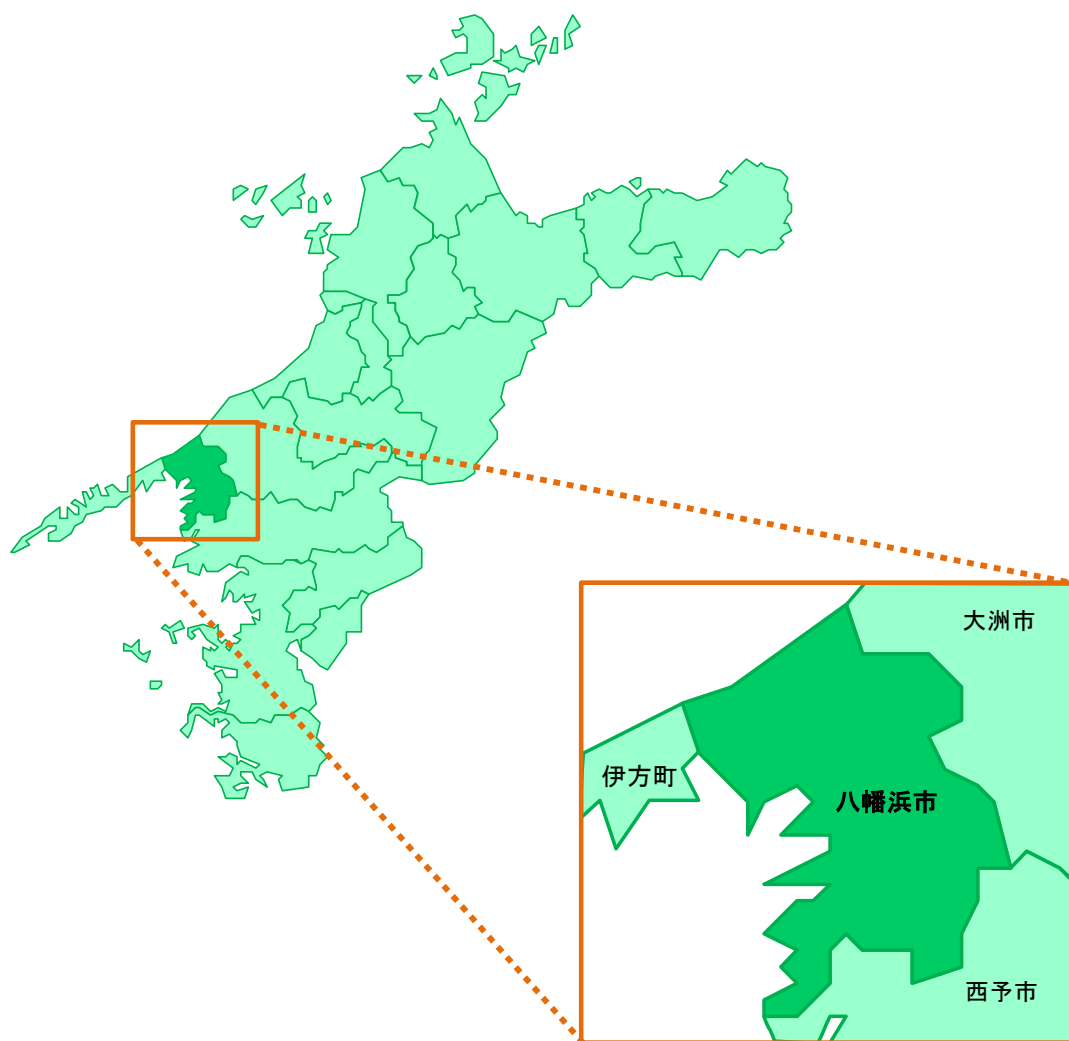


図2-1 本市の位置

2. 気象

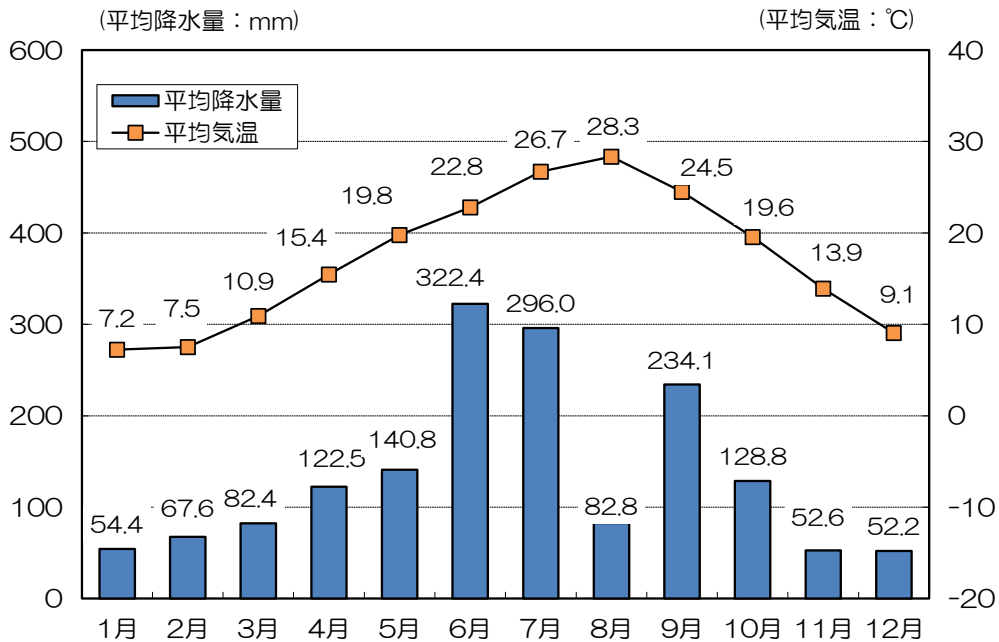
本市の気象状況は、表2-1及び図2-2に示すとおりです。

本市の気候は、瀬戸内海と宇和海の2つの海に臨み、温暖な海洋性気候が中心ですが、東部や山間部では、内陸性気候の影響を受けています。近年5カ年の平均気温が17.1℃、平均降水量が1,637mmとなっています。

表2-1 本市の気象状況

年	区分	平均気温(℃)			降水量(mm)	平均風速(m/s)
		日平均	日最高	日最低		
平成28年		17.5	38.1	-3.7	1,817.5	1.9
平成29年		16.5	36.5	-0.3	1,563.5	2.0
平成30年		16.9	36.7	-2.8	1,717.5	2.2
令和元年		17.4	36.5	1.1	1,274.0	2.3
令和2年		17.3	37.2	0.2	1,810.5	2.3
5カ年平均		17.1	37.0	-1.1	1,636.6	2.1

資料：八幡浜地区施設事務組合消防本部 消防年報【気象編】



資料：八幡浜地区施設事務組合消防本部 消防年報【気象編】

図2-2 本市の平均降水量と平均気温 (平成28年～令和2年)

第2節 社会環境

1. 人口動態

① 人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、表2-2及び図2-3に示すとおりです。

本市の人口は、平成25年度の37,467人と比べ、令和2年度では32,703人と約5,000人も減少しています。また、世帯数も平成25年度の16,867世帯と比べ、令和2年度では15,890世帯と約1,000世帯も減少しています。1世帯あたり人口は、平成25年度の2.22人と比べ、令和2年度では2.06人と減少しています。

表2-2 本市の人口及び世帯数の実績

区分 年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
H25	37,467	16,867	2.22
H26	36,809	16,792	2.19
H27	36,053	16,622	2.17
H28	35,326	16,448	2.15
H29	34,671	16,308	2.13
H30	33,925	16,143	2.10
R元	33,340	16,028	2.08
R2	32,703	15,890	2.06

資料：住民基本台帳人口（10月1日現在）

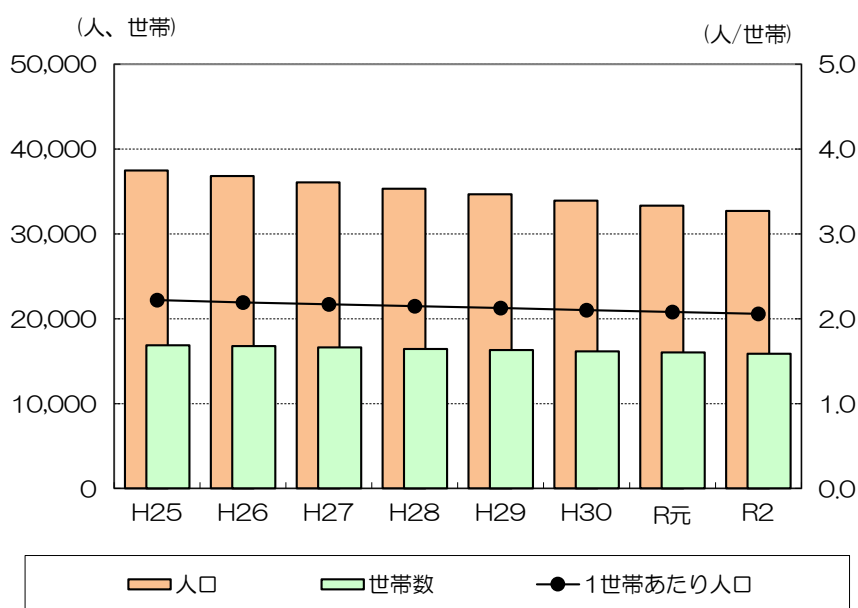


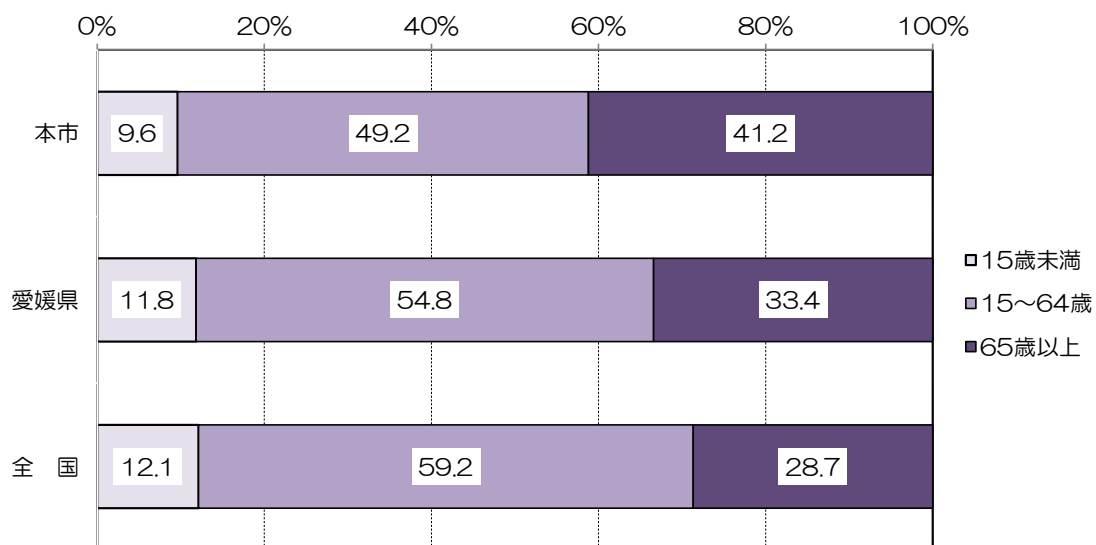
図2-3 本市の人口及び世帯数の推移

② 人口分布

本市・愛媛県・全国の年齢別人口分布は、図2-4に示すとおりです。

本市の年齢別人口分布としては、15歳未満の人口は9.6%、労働の対象となる15～64歳の人口は49.2%、65歳以上の人口は41.2%となっています。

全国及び愛媛県と比べると、15歳未満の人口と15～64歳の人口割合が低く、65歳以上の人口割合が高くなっています。



資料：令和2年国勢調査結果

図2-4 年齢別人口分布

2. 産業構造

本市の産業大分類別就業者は、表2-3及び図2-5に示すとおりです。

就業者数の推移は、平成22年から平成27年にかけて、すべての産業で減少しています。

表2-3 本市の産業大分類別就業者数の内訳

産業別		平成22年		平成27年	
		人	(割合)	人	(割合)
総数		18,208	100.0%	17,057	100.0%
第一次産業	農業	3,459	19.0%	3,343	19.6%
	林業	30	0.2%	24	0.1%
	漁業	221	1.2%	203	1.2%
	計	3,710	20.4%	3,570	20.9%
第二次産業	鉱業	2	0.0%	2	0.0%
	建設業	1,470	8.1%	1,245	7.3%
	製造業	2,116	11.6%	1,892	11.1%
	計	3,588	19.7%	3,139	18.4%
第三次産業	電気・ガス・水道業	259	1.4%	267	1.6%
	情報通信業	89	0.5%	56	0.3%
	運輸業・郵便業	771	4.2%	594	3.5%
	卸売業・小売業	2,650	14.6%	2,364	13.9%
	金融業・保険業	267	1.5%	247	1.5%
	不動産業・物品賃貸業	113	0.6%	112	0.7%
	学術研究・専門技術サービス業	252	1.4%	322	1.9%
	宿泊業・飲食サービス業	800	4.4%	700	4.1%
	生活関連サービス業・娯楽業	594	3.3%	501	2.9%
	教育・学習支援業	797	4.4%	742	4.4%
	医療・福祉	2,332	12.8%	2,313	13.6%
	複合サービス業	371	2.0%	461	2.7%
	サービス業 (他に分類されないもの)	834	4.6%	839	4.9%
	公務 (他に分類されないもの)	555	3.1%	618	3.6%
	計	10,684	58.7%	10,136	59.4%
	分類不能の産業		226	1.2%	212

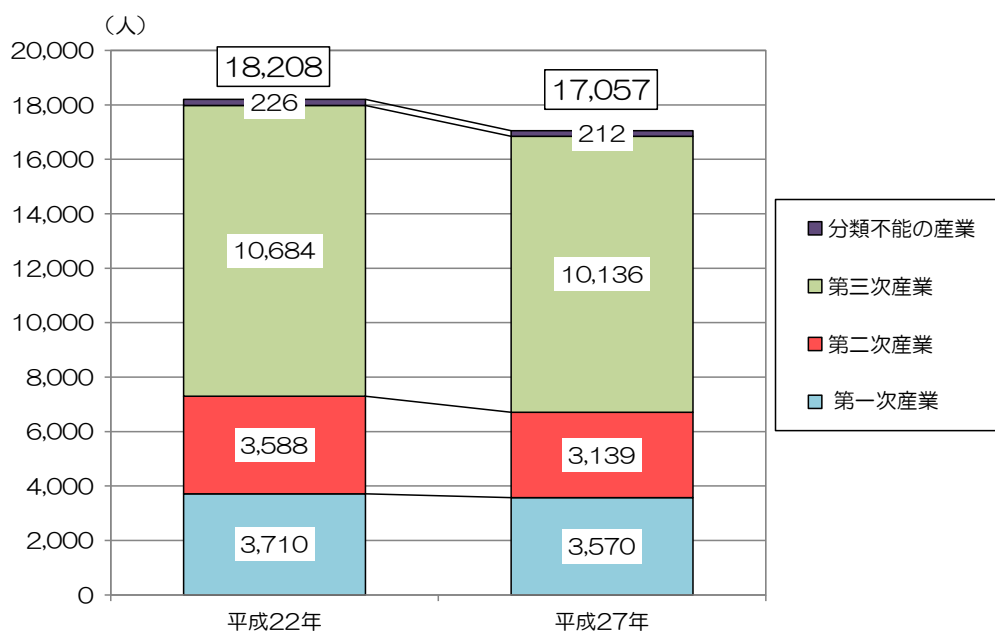


図2-5 本市の産業大分類別就業者数の内訳

第3節 生活環境

1. 土地利用

本市の地目別土地利用面積は、表2-4及び図2-6に示すとおりです。

本市の土地利用をみると、山林が53%と最も多く占めており、次いで畑が39%となっています。

表2-4 本市の土地利用状況

(100m ²)							
総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
747,726	2,867	293,243	40,898	0	396,250	3,329	11,140
100.0%	0.4%	39.2%	5.5%	0.0%	53.0%	0.4%	1.5%

資料：八幡浜市統計書（令和元年度版）税務課「固定資産概要調書」（平成31年1月1日現在。非課税他のは含みません。総数は合計ではありません。）

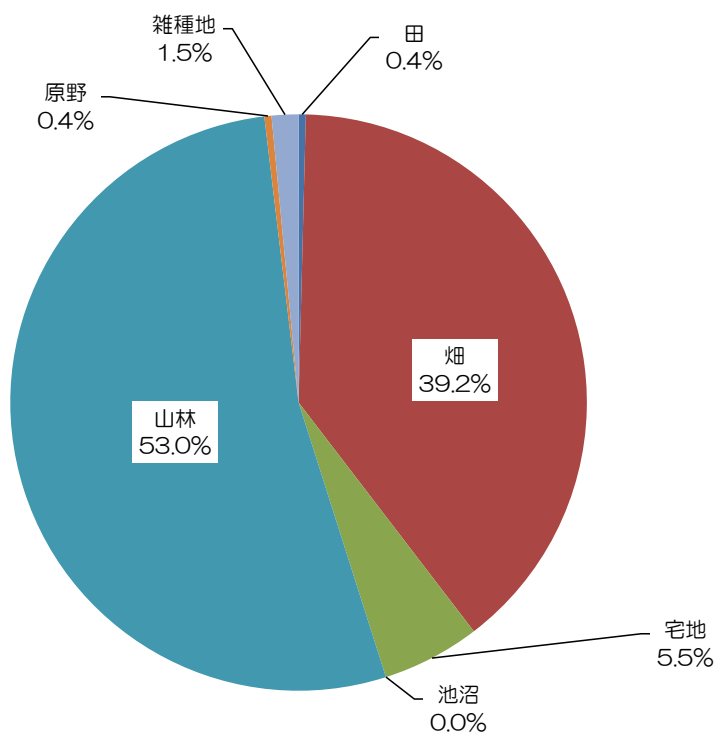
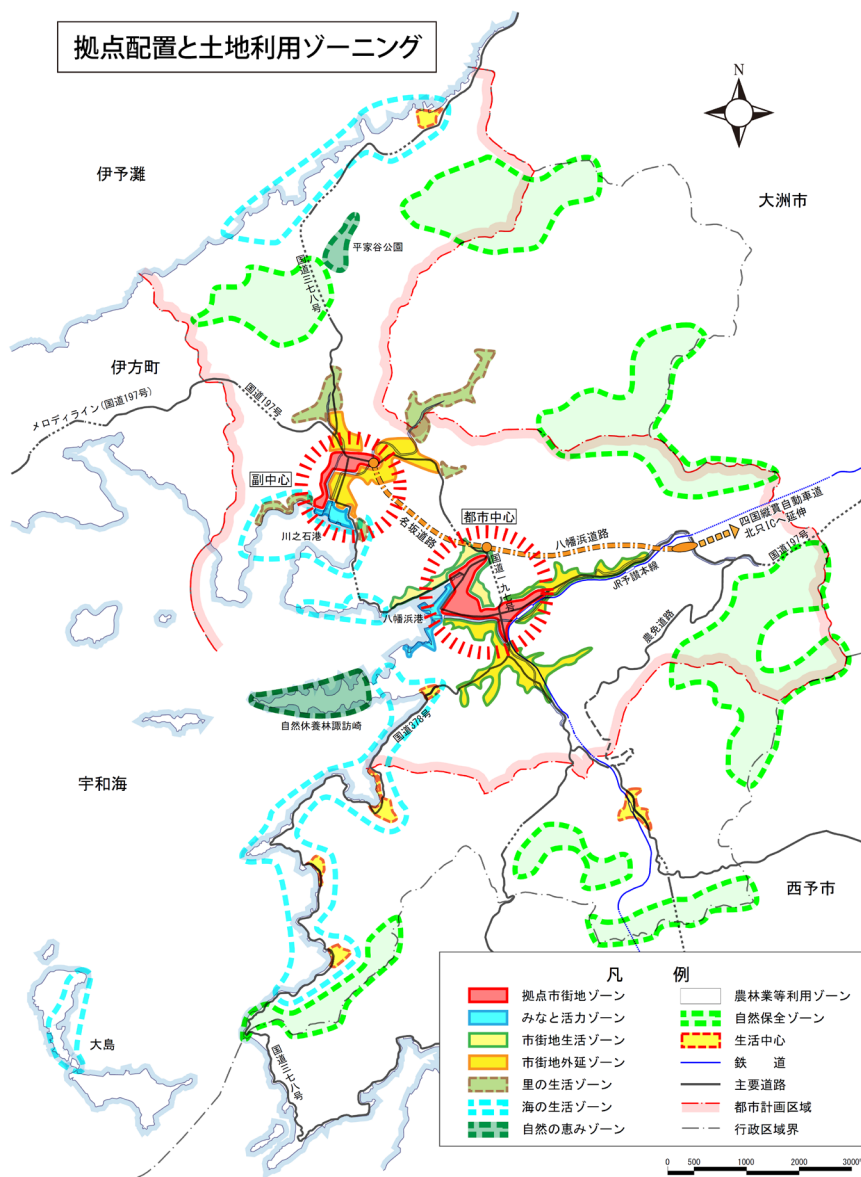


図2-6 本市の土地利用割合

2. 都市計画

本市の都市計画は、八幡浜市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)を策定しています。この都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2において市町村が定めるようになっている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市づくりの方向や地域づくりの方向性を定めるとともに、土地利用の誘導または規制、都市施設等の整備方針等について定めたものです。

都市計画マスタープランでは、土地利用、地域条件の現状と特性、関連開発・整備プロジェクト等の動向などをふまえて、図2-7に示すようなゾーニングを行っています。



資料：八幡浜市都市計画マスタープラン（平成25年12月）

図2-7 拠点配置と土地利用ゾーニング

3. 将来計画

本市では、社会情勢や市民ニーズの現状、さらには将来予測を踏まえ、現状抱えている課題を再整理し、新時代に向けたまちづくりの基本的指針を定めるため、平成 28 年 3 月に今後 10 年間のまちづくりの総合指針として「第 2 次八幡浜市総合計画」を策定しています。総合計画における廃棄物処理に関する内容は、表 2-5 に示すとおりです。

表 2-5 総合計画における廃棄物処理

【めざすべきまちの将来像】 『過去に学び 現在（いま）を見つめ 共に創ろう 輝く未来』		
施策分野：防災・環境 主要課題：⑤循環型社会の実現		
【現況及び予想される 10 年後の状況】 各家庭から分別されて排出された一般廃棄物は、直営及び委託業者によって収集された後、八幡浜南環境センター、北環境センター及び民間施設において中間処理を行っています。ごみ焼却施設から発生した焼却灰や、リサイクルプラザから搬出される資源物を選別した後の不燃残渣については、八幡浜一般廃棄物最終処分場及び民間の一般廃棄物最終処分場において埋設処分しています。 しかし、廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により順次、拡充・整備が図られてきています。廃棄物の発生量の高水準での推移、リサイクル推進の一層の要請、困難な廃棄物処理施設の立地、不法投棄の増大などについて今後も改正された法や制度に対応した政策を行っていきます。		
◆問題点 ●大量生産、大量消費に支えられた経済発展により、便利で豊かな生活を享受してきましたが、同時に大量廃棄を行うことになり自然環境に大きな負荷をかけ地球温暖化等の問題を引き起こすことになっています。		
【対応方針】 ごみ量の増加による自然環境への影響を考え、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に沿って以下のことに取り組みます。 排出抑制の有効施策になり得るごみ処理の有料化、生ごみ処理機購入を推進するための補助、レジ袋削減のためのマイバッグ運動の推進等を実施することにより、廃棄物等の減量化を図ります。 廃棄物をリサイクルしやすくするため、びん・かん等分別による一般収集や牛乳パック・古着・食用油の各地区公民館等での拠点回収を実施し、また、子ども達の身近な環境教育活動の一環として学校及びPTA による集団資源回収の推進等を行い資源の循環的な利用を図ります。 排出された廃棄物については、南環境センター等の処理施設を利用して適正に処分を行います。		
【具体的な対応策】 ●電気式生ごみ処理機の購入補助 ●紙製品のリサイクル強化 ●ペットボトルとプラスチック製容器包装の分別回収		
【成果指標と目標】		
成果指標	現状	10 年後の目標
ごみ年間総排出量	14,122 トン	11,494 トン
1 人当たりの総排出量	0.39 トン	0.37 トン
埋立て処理量	1,589 トン	1,300 トン
【関係する計画】 ①八幡浜市環境基本計画（計画期間／H26～概ね 20 年間） ②一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間／H20～H34） ③循環型社会形成推進地域計画（計画期間／H26～H30）		

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ排出量の実態及びその性状

1. ごみ処理の流れ

①ごみ処理の流れ

本市から排出されるごみの処理・処分の流れは、図3-1に示すとおりです。

本市全域から発生するごみは、直営及び委託業者によってステーション回収または戸別収集された後、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設において中間処理を行っています。

ごみ焼却施設から発生した焼却灰や、リサイクルプラザから搬出される資源物を選別した後の不燃残渣については、八幡浜市一般廃棄物最終処分場及び民間の一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。

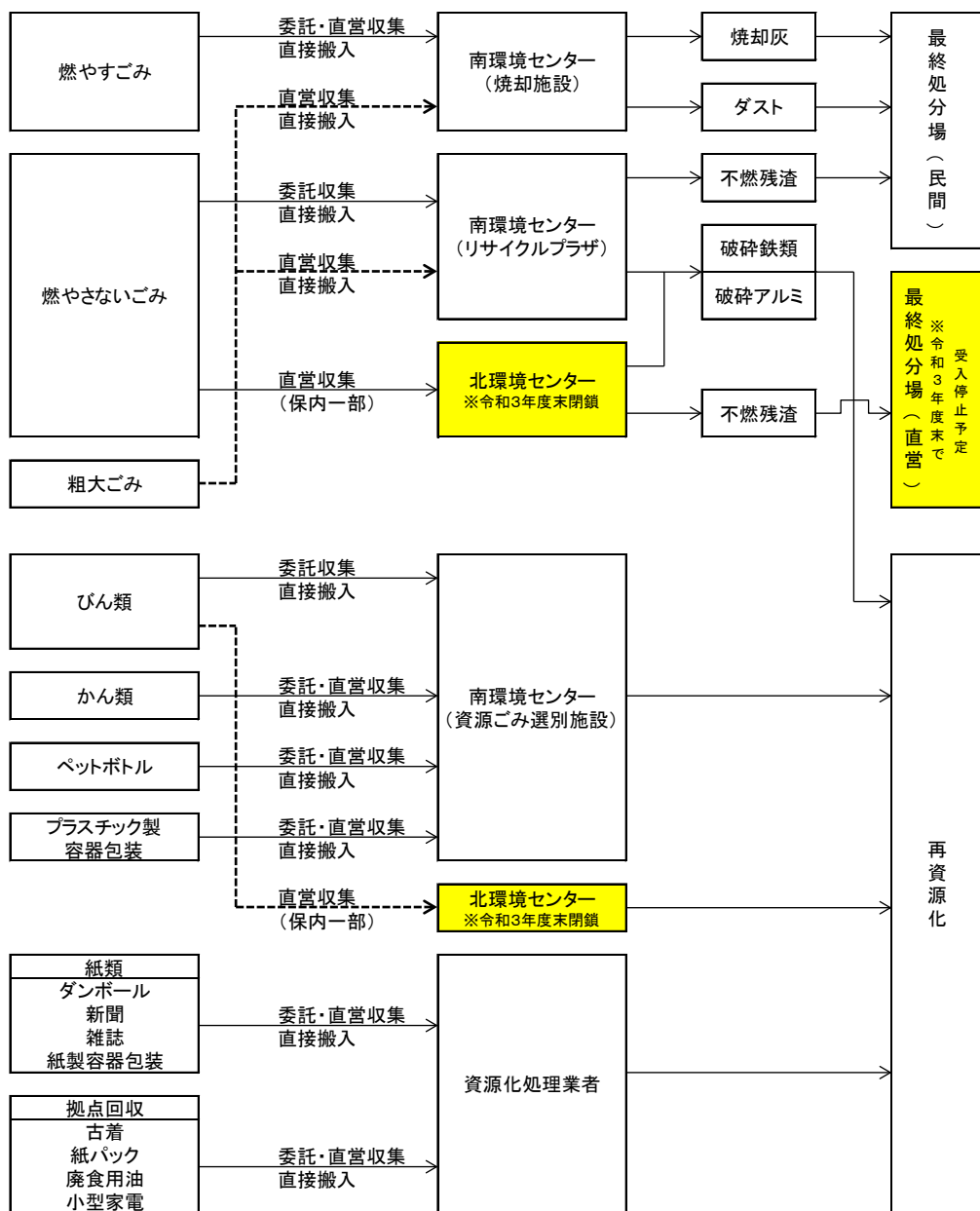


図3-1 ごみ処理の流れ

②処理対象ごみ

本市におけるごみの分別品目及び収集頻度・拠点回収は、表3-1・表3-2に示すとおりです。

ごみの区分については、「燃やすごみ（可燃ごみ）」「燃やさないごみ（不燃ごみ）」「資源ごみ（びん類、かん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、新聞、雑誌、ダンボール、紙製容器包装、飲料用紙パック、古着、廃食用油、小型家電）」及び「粗大ごみ」に区分しています。

表3-1 ごみの分別区分及び収集頻度

区分	品目	主なごみ	収集頻度	排出方法
可燃ごみ	燃やすごみ	生ごみ、紙くず(手紙・ダイレクトメール類・レシートなど)、木枝・木製品、布・皮製品、油、紙おむつ、写真、貝殻、たばこの吸い殻、ぬいぐるみ、使い捨てカイロ等	週2回	指定袋 (オレンジ色)
不燃ごみ	燃やさないごみ	鍋・やかん・フライパン、ガラス類(コップ・化粧品のびんなど)、陶磁器類(食器・花瓶など)、一斗缶・ペンキ缶、バケツ・洗面器、ハンガー、植木鉢・プランター、アルミホイル、鍋焼きうどんなどのアルミ容器、王冠など金属製のふた、蛍光灯、電池(ボタン型、充電式以外)・電球、傘等	月1回	指定袋 (青色)
資源ごみ	びん類	一升びん、ビールびん、コーヒー・クリーミングパウダーのびん、ドリンク剤のびん、ジャムのびん、ボン酢のびん等	月1回	無色透明の袋 又はコンテナ
	かん類	ジュースの缶、ビールの缶、お菓子缶、ミルク缶、食用油の缶、缶詰の缶等	月1回	無色透明の袋 又はコンテナ
	ペットボトル	ジュース、ミネラルウォーター、お茶類、酒類、みりん、醤油等、「PET」の識別表示マークのついたもの	月2~3回 (1・3・5週目)	無色透明の袋 又はコンテナ
	プラスチック製容器包装	カップ類(カップ麺の容器、プリン・ゼリーなどの容器、アイスクリームなどの容器)、ポリ袋・ラップ類(菓子・パン・冷凍食品などの袋、スーパーなどのレジ袋、菓子箱などの包装フィルム、プリンなどのパックフィルム)、トレイ・パック類(惣菜などのトレイ、卵・豆腐などのパック、コンビニ弁当などの容器)、ボトル類(食用油・調味料などの容器、シャンプー・洗剤などの容器)、その他(びんやペットボトルなどのプラスチック製のふた、みかんや玉ねぎのネット、発泡スチロールなどの緩衝材)等、「プラ」の識別表示マークのついたもの	月2~3回 (1・3・5週目)	無色透明の袋
	新聞	新聞紙	月1回	ひもで縛る
	雑誌	雑誌類(週刊誌、漫画本、単行本、カタログ、書籍、ノート、パンフレット、広報誌など)、新聞の折り込み広告	月1回	ひもで縛る
	ダンボール	ダンボール(断面が波状のもの)	月1回	ひもで縛る
	紙製容器包装	包装紙類(商品の包装紙など)、紙箱類(菓子の空き箱、ティッシュの空き箱、靴の空き箱、せっけんの空き箱など)、紙缶・カップ・フタ類(菓子の筒型紙缶、紙製卵パック、ヨーグルトなどの紙カップ、紙製のフタ類など)、台紙類(プリスターパックの台紙など)、紙袋類(デパートの紙袋など)、紙パック類(内側にアルミ箔が貼られたもの)、「紙」の識別表示マークのついたもの	月1回	ひもで縛る 又は 紙袋に入れる
粗大ごみ	粗大ごみ	机、たんす、ソファ、ベッド、食器棚、布団、自転車、電子レンジ、ガスコンロ、その他指定袋に入らない大きさのもの	予約制	戸別収集(有料)又は直接搬入

表3-2 ごみの分別区分及び拠点回収

区分	品目	主なごみ	拠点回収頻度	排出方法
資源ごみ	飲料用紙パック	牛乳やジュースなどの紙パックで内側が白いもの	随時	回収ボックス
	古着	未使用のものや状態の良いもの	随時	回収ボックス
	廃食用油	植物性の食用油	随時	回収ボックス
	小型家電	電話機、ラジオ受信機、扇風機、電気こたつ、ガスコンロ、電子レンジ、パソコンなど使用済小型電子機器	随時	回収ボックス

③収集・処理できないごみ

本市における収集・処理できないごみの種類は、表 3-3 に示すとおりです。

本市では、事業系一般廃棄物の収集は行っていません。また、危険物、処理困難物、産業廃棄物、家電リサイクル法の対象品目は、収集や処理も行っていません。

表 3-3 本市では収集・処理できないごみの種類

ごみの種類	収集・処理対象外の廃棄物	排出方法
危険物	農薬、化学薬品、劇物、医療廃棄物、消火器、バッテリー、ガスボンベなど	販売店または専門業者に相談する
処理困難物	廃タイヤ、ボタン型・充電式電池、バイク、温水器など	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか販売店または専門業者に相談する
産業廃棄物	建設・建築廃材、農業・漁業用器具資材など（事業活動に伴って発生する廃棄物）	専門業者に相談する 自営を含め、事業に伴って排出されるごみは事業主の責任で適切に処理する
家電リサイクル法の対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する

④ごみの性状

可燃ごみの組成の推移は、表3-4及び図3-2に示すとおりです。
八幡浜南環境センターでは、定期的にごみ質調査を実施しています。
令和2年度においては、ごみ組成では紙・布類が最も多い割合です。

表3-4 八幡浜南環境センターにおける可燃ごみの組成の推移

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ組成 (%)	紙・布類	53.1	48.4	49.0	45.5	52.3
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	29.8	26.0	25.1	21.5	18.7
	木、竹、わら類	4.2	4.3	14.0	7.9	7.4
	ちゅう芥類	10.9	19.5	8.2	23.4	16.7
	不燃物類	1.0	0.4	0.7	0.2	1.4
	その他	1.0	1.4	3.0	1.5	3.5
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量 (kg/m ³)		129.5	228.3	153.5	182.8	196.7
三成分 (%)	水分	52.3	50.2	44.6	49.5	54.5
	可燃分	43.1	45.7	50.0	46.0	41.4
	灰分	4.6	4.1	5.4	4.5	4.1
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量(計算値)(kJ/kg)		6,790	7,353	8,310	7,413	6,428
低位発熱量(実測値)(kJ/kg)		8,120	7,343	9,878	7,406	6,435

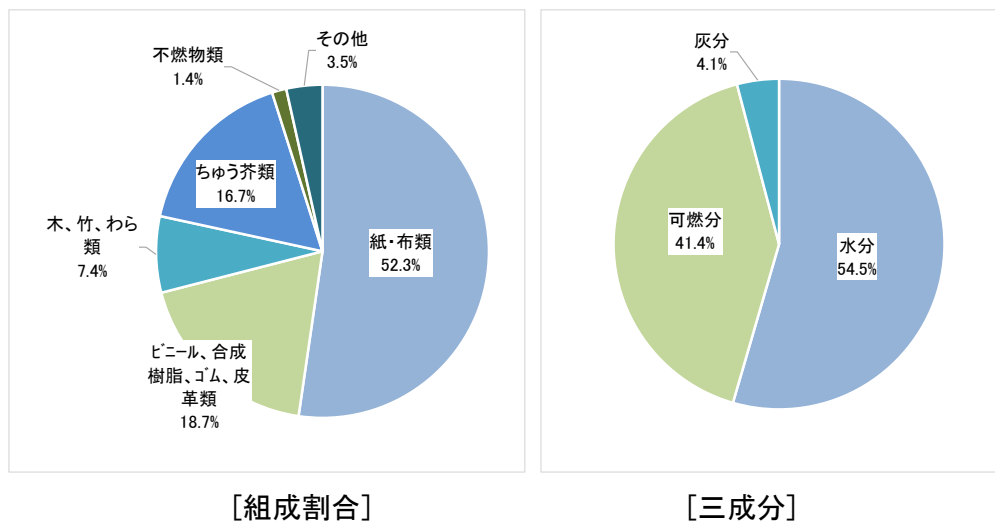


図3-2 ごみ質調査結果(令和2年度)

2. ごみ排出量の実態

本市の平成25年度から令和2年度まで8年間の人口及びごみの種類別排出量は、図3-3に示すとおりです。家庭系ごみ排出量は、平成28年度までは減少傾向ですが、平成29年度に増加し、平成30年度以降減少傾向にあります。事業系ごみ排出量は、平成28年度まで増加傾向ですが、平成29年度に減少し、その後は増加と減少を繰り返しています。

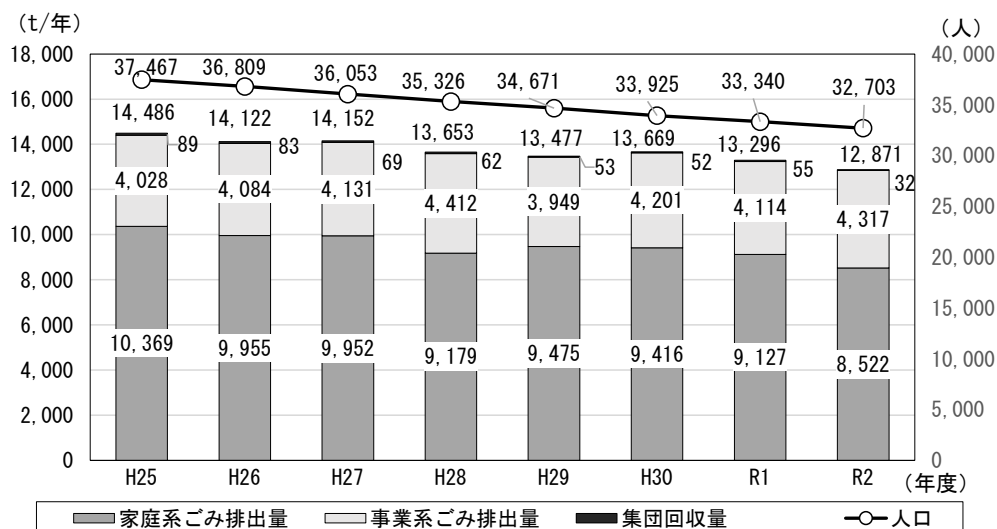


図3-3 本市における人口及びごみの種類別排出量

ごみ総排出量及び家庭系ごみ排出量の一人一日平均排出量は、図3-4に示すとおりです。近年は概ね横ばいで推移していますが、令和2年度で減少しています。令和2年度には1,078g/人日となっていますが、全国平均（令和元年度実績）918g/人日と県平均（令和元年度実績）901g/人日を上回っている状況にあります。

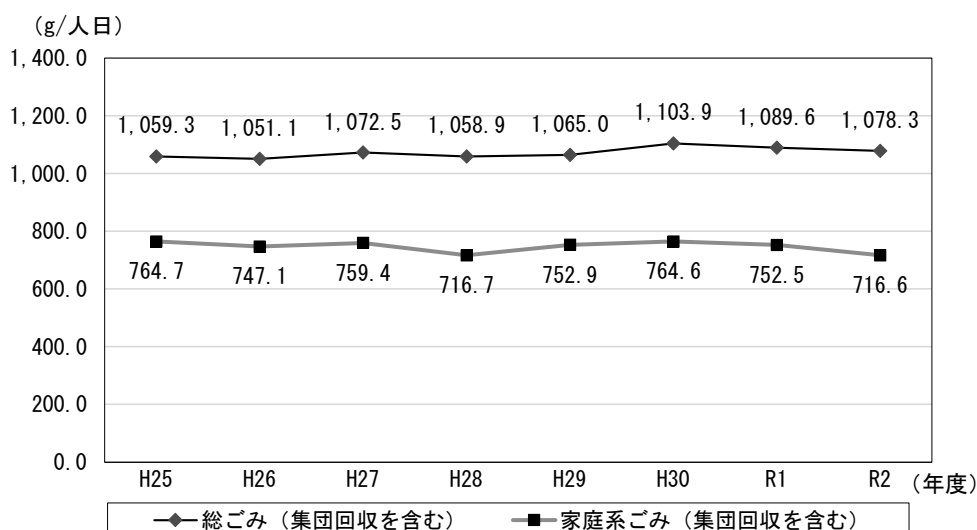


図3-4 本市の一人一日平均排出量

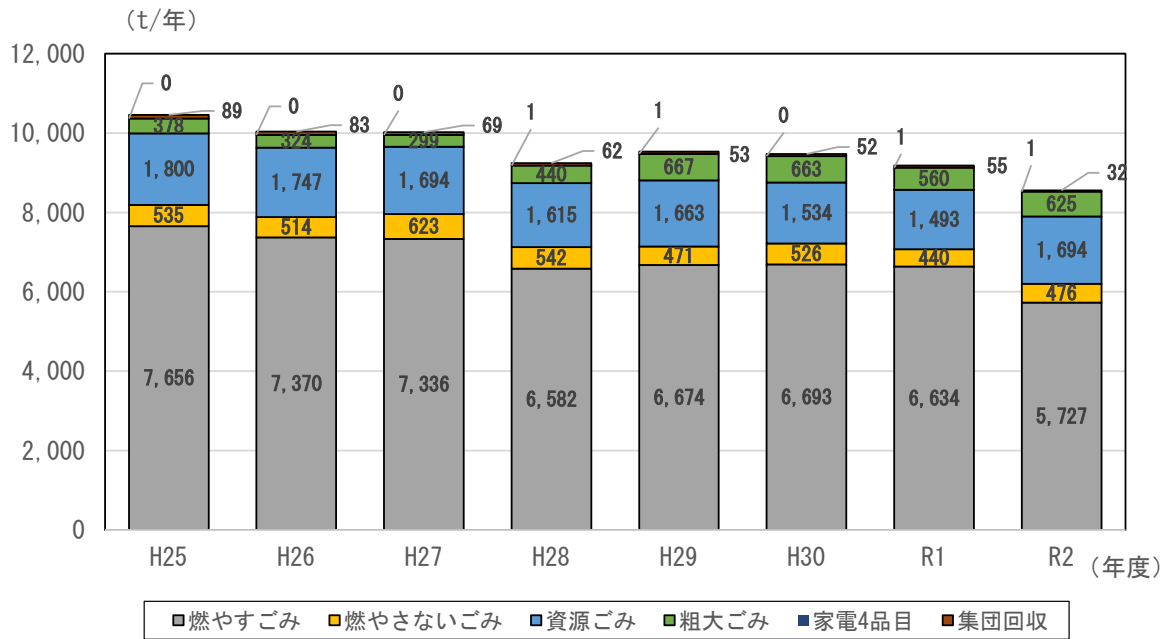


図3-5 本市における家庭系ごみの種類別排出量

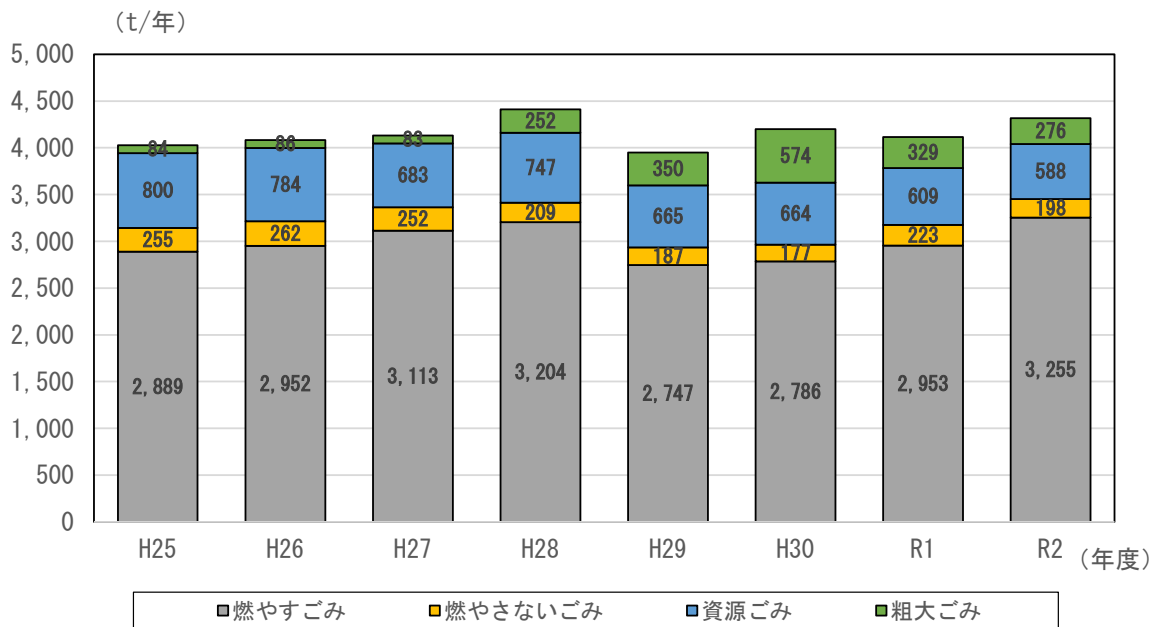


図3-6 本市における事業系ごみの種類別排出量

第2節 ごみ減量化・資源化の実績

1. ごみ減量化の実績

①生ごみ処理機等の購入補助

生ごみ処理機等の購入補助の概要は表3-5に、生ごみ処理機等の購入補助の実績は表3-6に示すとおりです。

本市では、家庭から排出される生ごみを減量、堆肥化するための家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器等（コンポスター、EM容器）の購入に対して支援を行っています。

近年の生ごみ処理機等の購入補助の実績は、概ね増加傾向です。

表3-5 生ごみ処理機等の購入補助の概要

種類	メリット	補助率	上限金額等
◆生ごみ処理容器 (コンポスター、EM容器など) ➡ 微生物を活用し生ごみを堆肥化します。	生ごみを質の良い堆肥として、家庭菜園などに活用できます。	購入価格(税込)の1/2 ※100円未満は切り捨て	■補助額上限：3,000円 ■一世帯につき、5年間に <u>2基</u> まで
◆電気式生ごみ処理機 ➡ 生ごみの水分を蒸発させ、ごみを減量化します。	短時間で生ごみを減らし、腐敗による臭いを抑制できます。		■補助額上限：40,000円 ■一世帯につき、5年間に <u>1基</u> まで

表3-6 生ごみ処理機等の購入補助の実績

(単位：基)

	H28	H29	H30	R1	R2
生ごみ処理容器	1	0	0	0	7
生ごみ処理機	4	6	8	7	4
合計	5	6	8	7	11

②指定ごみ袋の導入

本市では、「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」は、本市指定のごみ袋にて排出するようにしています。指定袋は、燃やすごみが3種類（大：45L、中：30L、小：20L）、燃やさないごみが2種類（大：45L、中：30L）です。

※ 令和4年4月から燃やさないごみ（大：45L）を追加。

③食品ロス削減の取組

本市では、「おいしい食べきり運動推進店」に協力をしていただいている飲食店・宿泊施設を紹介しています。協力店では、食品ロス削減のために積極的に取り組みが行われ、令和2年度現在では5店舗が推進店となっています。

また、令和元年7月24日に本市と株式会社あわしま堂は、「食品ロス削減」にかかる連携協定を締結しています。協定の目的は、「相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、一層の地域の活性化および市民サービスの向上に資すること」とし、連携・協力事項は、下記のとおりとなっています。

- 【連携・協力事項】
- (1) 食品ロスの削減に関すること
 本社工場で製造される生菓子のうち、『十分に消費可能であるが、製造や販売管理の都合上、廃棄処分する可能性のある商品』を、市の児童施設等に対し無償で提供を受け、おやつとして活用する。
 - (2) 児童・青少年の教育や子育てに関すること
 - (3) 環境保全活動、災害時の支援に関すること
 - (4) その他、協議により必要と決定された事項

2. ごみ資源化の実績

①資源化量

本市における資源化量の推移は、図3-7に示すとおりです。

近年の推移をみると、平成29年度までは概ね横ばいで推移していましたが、それ以降は概ね減少しています。

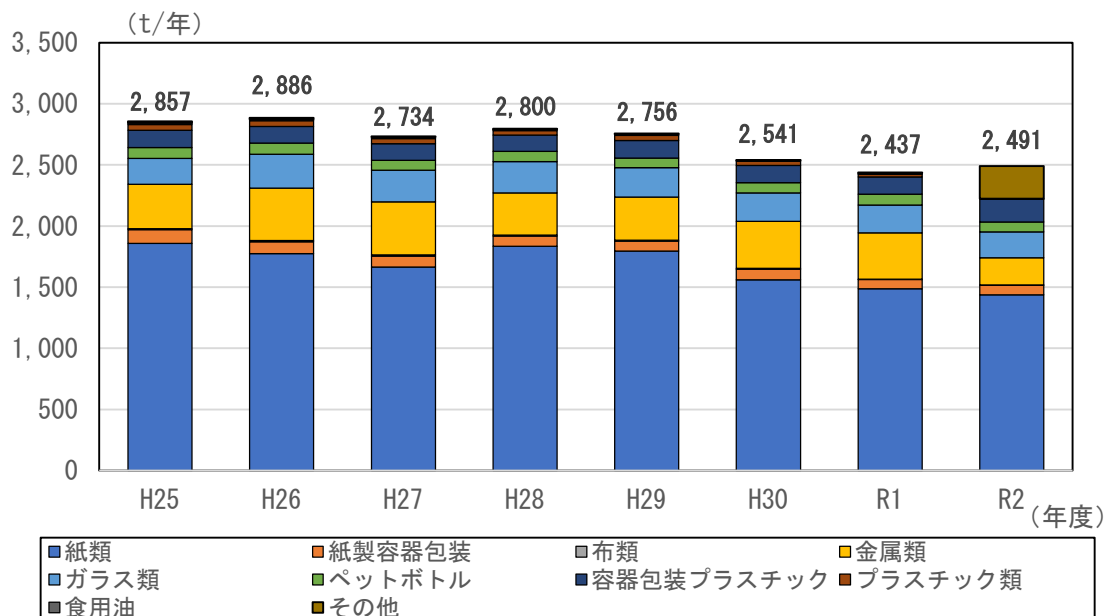


図3-7 種類別資源化量の推移

②じゃこ天国油田化プロジェクト

本市では、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料、潤滑油に精製し、精製されたバイオディーゼル燃料を本市所有の重機等で使用する取り組みを「じゃこ天国油田化プロジェクト」と名付けています。地域省エネルギービジョンの中での『最重要項目』として、バイオディーゼル燃料の導入と家庭用廃食用油の回収により、ごみの減量化と持続可能な循環型社会の構築を進めており、回収された廃食用油をバイオディーゼル燃料に精製し、本市所有の重機等で使用しています。

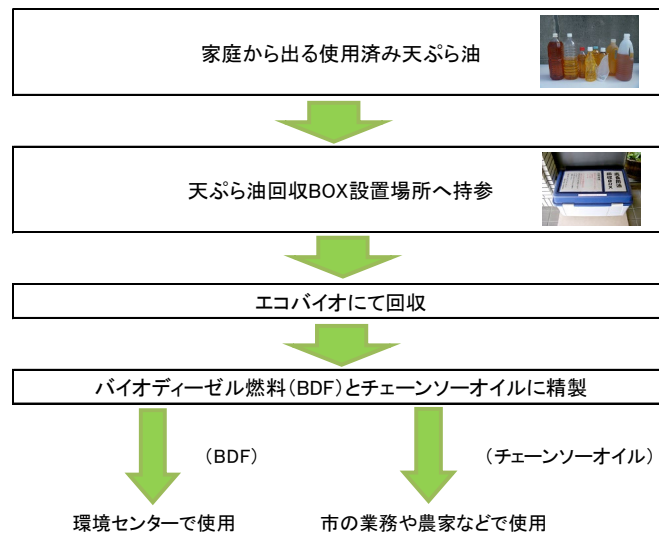


図3-8 「じゃこ天国油田化プロジェクト」の流れ

3. 集団回収の実績

本市の集団回収量の実績は、図3-9に示すとおりです。

集団回収量は年々減少傾向にあり、令和2年度の実績は新型コロナウイルス感染防止による学校休校の影響もあり、32トン程度となっています。

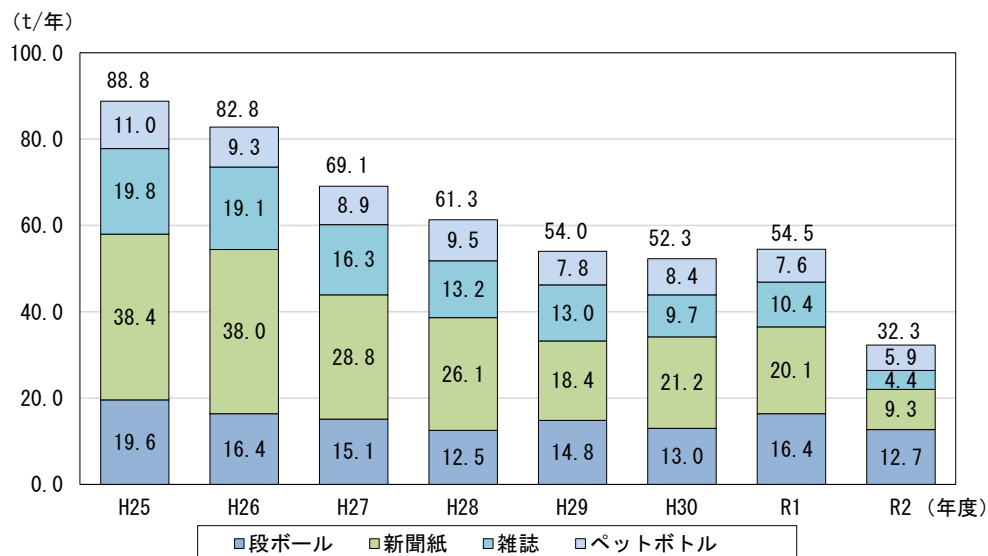


図3-9 本市の集団回収量の推移

第3節 ごみ処理の実績

1. 焼却処理量

本市における焼却処理量の推移は、図3-10に示すとおりです。

本市の焼却処理は、八幡浜南環境センターのごみ焼却施設にて行っています。また、同施設では西予市及び伊方町の可燃ごみも処理しています。

焼却処理量（西予市及び伊方町分を含む）の推移をみると、平成29年度では2市分の処理委託により増加したが、それ以降は減少しており、焼却残渣量も同様の傾向となっています。

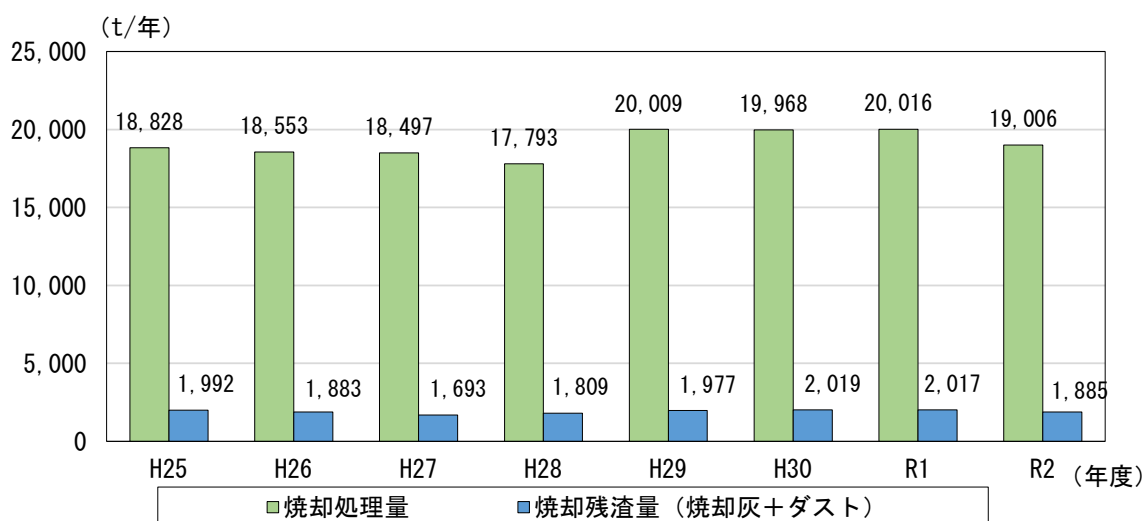


図3-10 焼却処理量（西予市及び伊方町分を含む）及び焼却残渣量の推移

2. 資源化処理量

本市における資源化処理量の推移は、図3-11に示すとおりです。

本市の資源化処理は、八幡浜南環境センターのリサイクルプラザ（破碎・選別処理）及び資源ごみ選別施設（手選別・保管）にて行っています。

資源化処理量の推移をみると、概ね横ばいで推移しています。

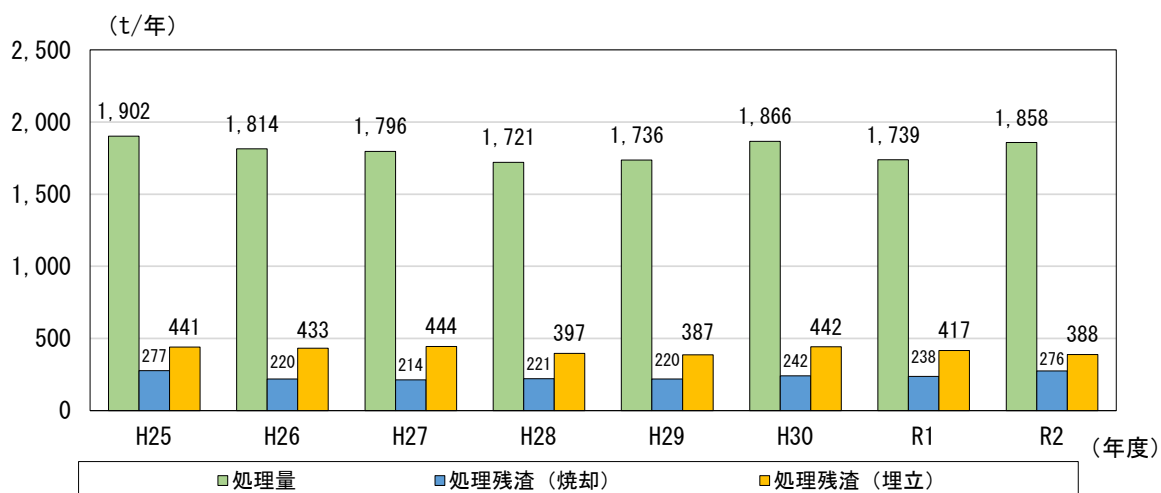


図3-11 資源化施設処理量の推移

3. 最終処分量

本市における最終処分量の推移は、図3-12に示すとおりです。

本市の最終処分は、八幡浜市一般廃棄物最終処分場及び民間の最終処分場にて行っています。

最終処分量の大半を占める焼却残渣の推移をみると、平成27年度まで減少し、それ以降は概ね横ばいで推移していましたが、令和2年度でまた減少しています。

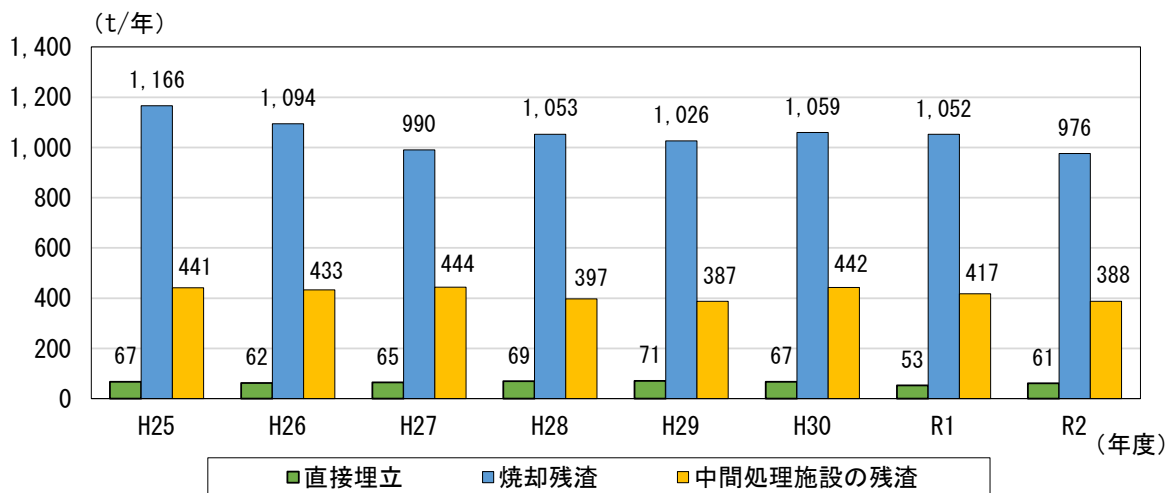


図3-12 最終処分量の推移

第4節 ごみ処理の体制

1. 収集・運搬

①収集・運搬体制

本市における収集・運搬は、直営及び民間委託により実施しています。

※令和4年度から全て民間委託となります。

②ごみの収集方法

本市におけるごみの収集方法は、ステーション（集積所）収集方式及び地域によって戸別収集方式としていますが、粗大ごみは市民による直接搬入や予約制戸別収集（有料）または地域の自治会及び公民館等による回収を行っています。

③施設搬入手数料及び粗大ごみ収集

八幡浜南環境センターに自分で直接ごみを搬入する場合の料金及び粗大ごみ収集の概要は、表3-7及び表3-8に示すとおりです。

本市の施設に自己搬入時及び粗大ごみ収集を依頼した場合に、指定の料金を徴収しています。

表3-7 八幡浜南環境センターに自分で直接ごみを搬入する場合の料金一覧

家庭系のごみ	10キロにつき50円+基本料金100円（最低料金150円）
事業系のごみ	10キロにつき70円
※品目によっては別途料金	
（例：スプリングマット・ソファ・動物死骸 1個（体）につき520円）	

表3-8 粗大ごみ収集の料金一覧

1台の配車料	1,570円
家電製品（※テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機除く）	1台につき100円
家具・建具等	1個につき100円
自転車	1台につき100円
雑ごみ	1㎡ごとに100円
スプリングマット・ソファ等	1個につき100円+520円
その他処理困難物	1個につき100円+520円
※消費税増税時は金額が変更となる場合がある。	

2. 中間処理・最終処分

本市の中間処理は、八幡浜南環境センター、八幡浜北環境センター及び民間施設で処理をしています。

中間処理施設で処理されたごみの残渣（焼却灰や不燃残渣等）は、民間最終処分場による委託処理または八幡浜市一般廃棄物最終処分場で埋立処分をしています。なお、八幡浜北環境センターは令和3年度末で閉鎖し、八幡浜市一般廃棄物最終処分場は令和4年度から閉鎖に向けて準備を進めていく予定です。

3. 現有施設の概要

本市における現有施設の概要は、表3-9～表3-12に示すとおりです。

表3-9 焼却施設の概要

項目	概要
施設名称※	八幡浜南環境センター（一般廃棄物処理施設）
所在地	八幡浜市若山9番耕地40番地
竣工	1997年（平成9年）3月
敷地面積	14,284 m ²
施設概要	ごみ処理（焼却）施設 [処理能力] 84 t/日（42 t/24h×2炉） [型式] 連続燃焼式ストーカ炉（連続燃焼運転）

※施設名称は、北環境センター閉鎖により令和4年4月から「八幡浜市環境センター」に名称を変更します。

表3-10 リサイクルプラザの概要

項目	概要
施設名称※	八幡浜南環境センター（リサイクルプラザ）
所在地	八幡浜市若山9番耕地40番地
施設概要	リサイクルプラザ [処理能力] 11 t/日 [設備] 回転式破砕機、磁選機、アルミ選別機、金属圧縮機

※施設名称は、北環境センター閉鎖により令和4年4月から「八幡浜市環境センター」に名称を変更します。

表 3-11 (1) 資源ごみ選別施設の概要

項目	概要
施設名称※	八幡浜南環境センター（資源ごみ選別施設）
所在地	八幡浜市若山9番耕地40番地
施設概要	資源ごみ選別施設 [処理能力] 4.9t/日 [選別対象] かん（スチール缶、アルミ缶） びん（無色びん、茶色びん、その他のびん） ペットボトル その他プラスチック製容器包装 発泡スチロール [圧縮設備] 磁力選別機、金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機 プラスチック製容器包装圧縮梱包機 発泡スチロール溶融減容機

※施設名称は、北環境センター閉鎖により令和4年4月から「八幡浜市環境センター」に名称を変更します。

表 3-11 (2) 資源ごみ選別施設の概要

項目	概要
施設名称	八幡浜北環境センター
所在地	八幡浜市保内町喜木津1番耕地177番地4
施設概要	資源ごみ選別施設 [処理能力] 5~10t/5h [選別対象] びん（無色びん、茶色びん、その他のびん） ペットボトル その他プラスチック製容器包装 発泡スチロール 不燃ごみ、小型家電 [選別設備] 磁選機 [圧縮設備] プラスチック製容器包装圧縮梱包機
備考	令和3年度末で閉鎖

表 3-12 最終処分場の概要

項 目	概 要
施設名称	八幡浜市一般廃棄物最終処分場
所在地	八幡浜市保内町喜木津1番耕地38番地外
埋立期間	25年間
埋立面積	2,300 m ²
埋立容量	11,000 m ³
埋立方式	管理型
埋立対象物	一般不燃埋立物
備考	令和3年度末で受入を停止する予定であり、令和4年度から閉鎖に向けて手続きを進めていく

4. ごみ処理経費の状況

本市におけるごみ処理経費は、表3-13及び図3-13に示すとおりです。

令和2年度の建設改良費を除いた、ごみ1トン当たりの処理経費（西予市及び伊方町の広域処理分を除く）は約43,000円となっています。この処理経費を平成28年度と比較すると、ごみ処理量が約6%減少しているのに対して、ごみ処理経費は約37%増となっています。

表3-13 ごみ処理経費の実績

		歳出		H28	H29	H30	R1	R2	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設		0	0	0	0	0	
		中間処理施設		0	0	0	0	0	
		最終処分場		0	0	0	0	0	
		その他		0	0	0	0	0	
		調査費		0	0	0	0	0	
		(組合分担金)		0	0	0	0	0	
	小計		0	0	0	0	0		
処理及び維持管理費	人件費	一般職		44,592	43,575	43,958	44,139	44,076	
		技能職	収集運搬		6,400	6,418	6,349	3,981	3,981
		中間処理		5,016	10,473	17,535	17,775	17,881	
		最終処分		3,817	3,861	0	0	0	
	処理費	収集運搬費		5,844	6,414	6,093	6,846	5,718	
		中間処理費		151,081	168,560	183,648	189,675	237,767	
		最終処分費		3,680	2,991	3,354	2,533	3,924	
		車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費		161,978	174,947	176,919	179,110	177,132	
		中間処理費		195,430	195,220	203,640	205,611	206,802	
		最終処分費		55,301	60,381	64,929	66,361	67,198	
		その他		0	0	0	0	0	
		(組合分担金)		0	0	0	0	0	
		調査研究費		1,236	2,009	1,933	2,453	2,629	
		小計		634,375	674,849	708,358	718,484	767,108	
	その他		12,301	14,230	15,185	19,729	19,782		
	合計①		646,676	689,079	723,543	738,213	786,890		
歳入（広域処理分事務負担金）	西予市		158,233	225,343	225,364	193,796	184,973		
	伊方町		62,124	61,414	61,388	52,818	51,342		
	小計②		220,357	286,757	286,752	246,614	236,315		
本市のごみ排出量に対する処理経費(①-②)			426,319	402,322	436,791	491,599	550,575		
人口(人)			35,326	34,671	33,925	33,340	32,703		
市民1人当たりのごみ処理経費(円/人)			12,068	11,604	12,875	14,745	16,836		
ごみ処理量(t)			13,591	13,424	13,617	13,241	12,839		
ごみ1トン当たりのごみ処理経費(円/t)			31,368	29,970	32,077	37,127	42,883		

資料：各年度実績 一般廃棄物処理実態調査結果 環境省

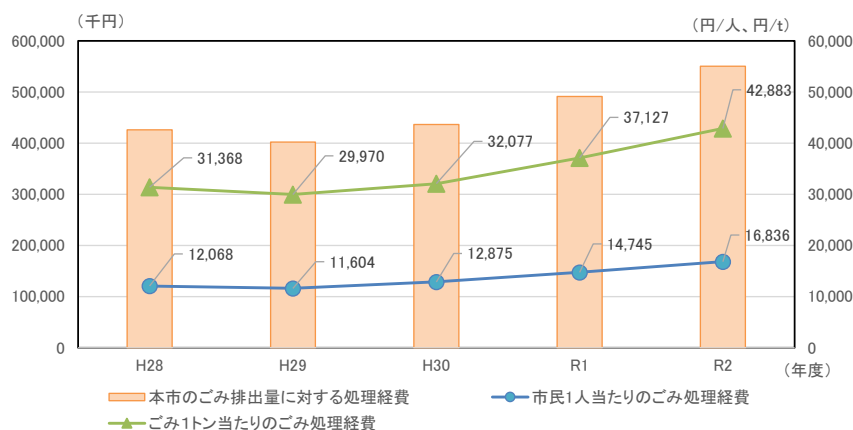


図3-13 ごみ処理経費等の推移

第5節 愛媛県内自治体との比較

1. 総ごみ一人一日平均排出量

愛媛県の総ごみ一人一日平均排出量（令和元年度）は、図3-14に示すとおりです。

本市の総ごみ一人一日平均排出量（1,089.6g/人日）は、愛媛県平均（894.9g/人日）より約200g/人日程度も多くなっています。本市は、愛媛県内20自治体中2番目に多くなっています。

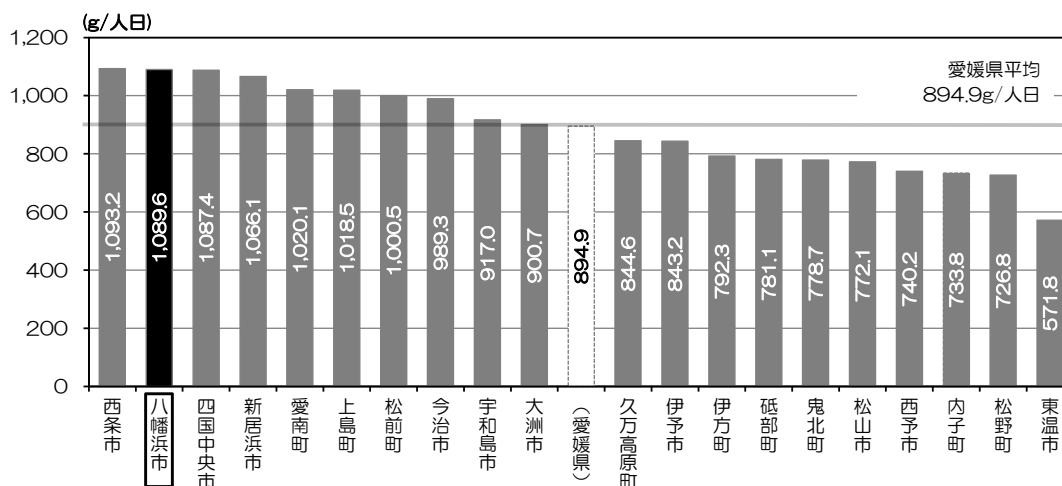


図3-14 愛媛県内の総ごみ一人一日平均排出量【令和元年度】

2. 家庭系ごみ一人一日平均排出量

愛媛県の家庭系ごみ一人一日平均排出量（令和元年度）は、図3-15に示すとおりです。

本市の家庭系ごみ一人一日平均排出量（752.5g/人日）は、愛媛県平均（661.3g/人日）より約100g/人日程度も多くなっています。本市は、愛媛県内20自治体中5番目に多くなっています。

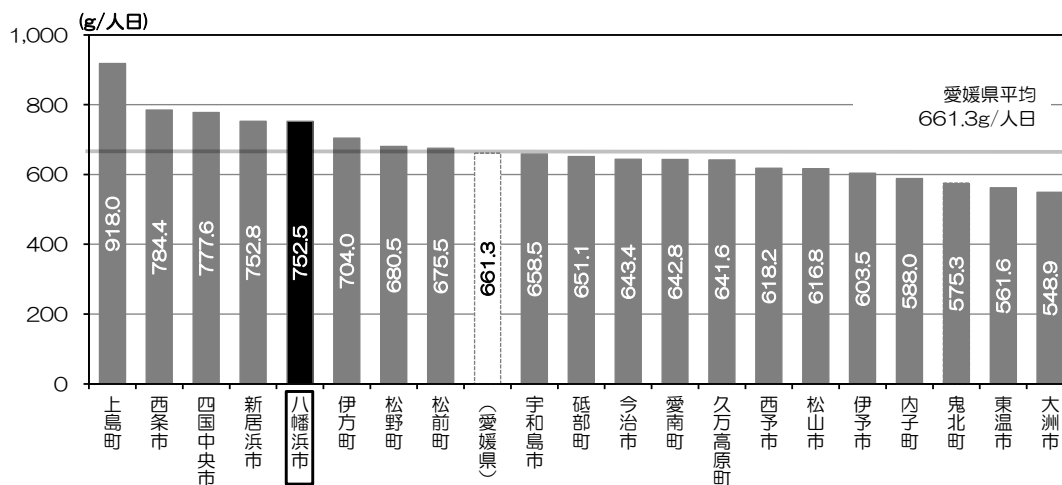


図3-15 愛媛県内の家庭系ごみ一人一日平均排出量【令和元年度】

愛媛県の家庭系ごみ一人一日平均排出量（資源ごみ、集団回収を除く、令和元年度）は、図3-16に示すとおりです。この排出量は、第四次循環型社会形成推進基本計画の目標値である「一人一日当たりの家庭系排出量（資源ごみを除く）」に基づきます。

本市の家庭系ごみ（資源ごみ、集団回収を除く）一人一日平均排出量（625.6g/人日）は、愛媛県平均（556.9g/人日）より約70g/人日程度も多くなっています。本市は、愛媛県内20自治体中5番目に多くなっています。

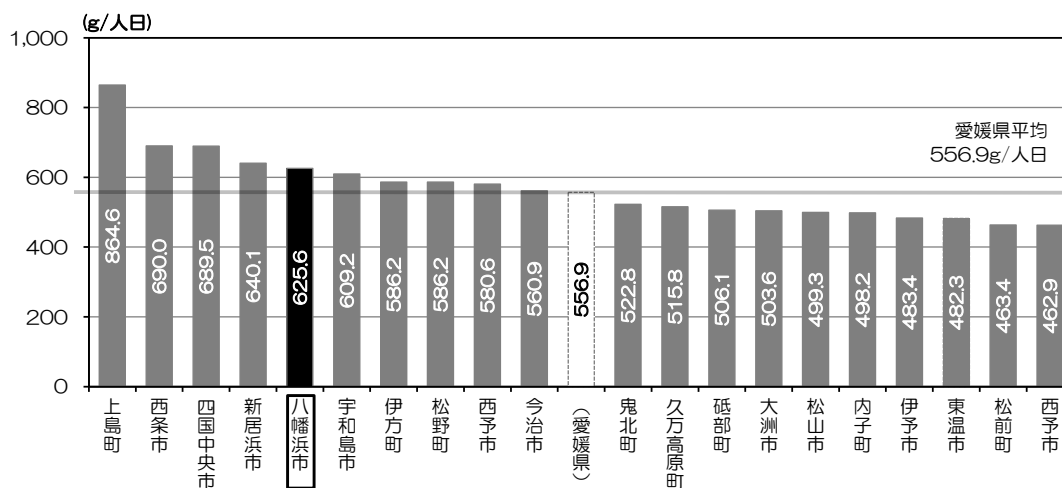


図3-16 愛媛県内の家庭系ごみ一人一日平均排出量
（資源ごみ、集団回収を除く）【令和元年度】

3. 事業系ごみ一人一日平均排出量

愛媛県の事業系ごみ一人一日平均排出量（令和元年度）は、図3-17に示すとおりです。

本市の事業系ごみ一人一日平均排出量（337.1g/人日）は、愛媛県平均（233.6g/人日）より約100g/人日程度も多くなっています。本市は、愛媛県内20自治体中4番目に多くなっています。

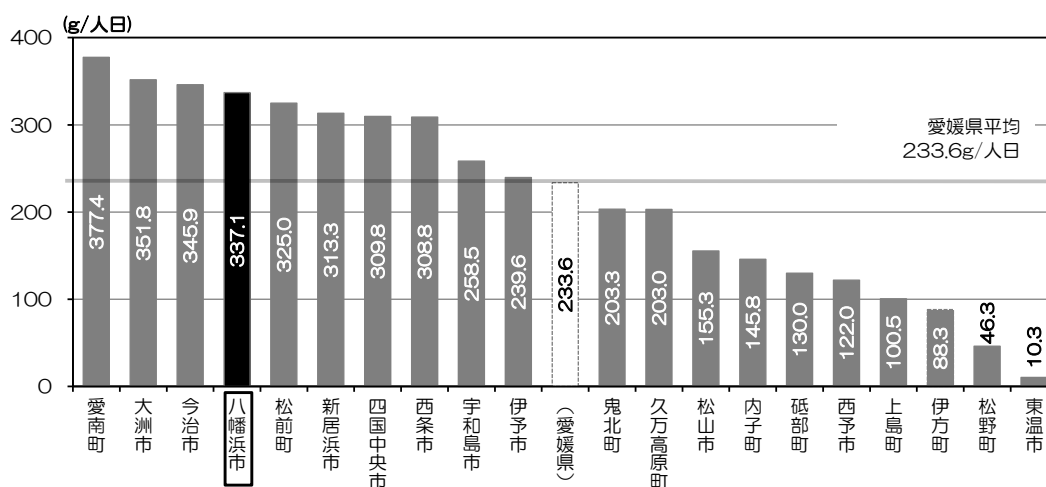


図3-17 愛媛県内の事業系ごみ一人一日平均排出量【令和元年度】

4. リサイクル率

愛媛県内のリサイクル率（令和元年度）は、図3-18に示すとおりです。

本市のリサイクル率（19.0%）は、愛媛県平均（17.2%）より約2ポイント以上も高くなっており、本市は、愛媛県内20自治体中9番目に高くなっています。

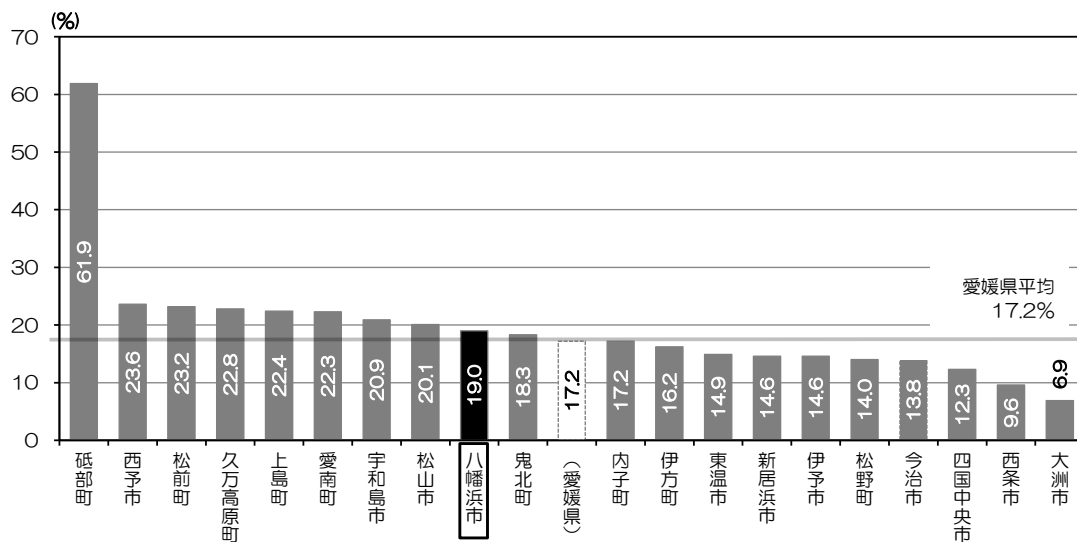


図3-18 愛媛県内のリサイクル率【令和元年度】

第6節 一般廃棄物処理システムの評価

国では、市町村が自らの一般廃棄物処理システムについて客観的な評価を行えるよう、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」を設けています。現在（令和元年度実績版）使われている指標は、表3-14に示す5つの指標です。

表3-14 指標の概要

標準的な指標		算出式	単位
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	$\text{= ごみ総排出量} \div 365 \text{ (or 366)} \div \text{計画収集人口} \times 10^3$	kg/人日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等除く）	$\text{= 資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	$\text{= 最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$	t/t
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	$\text{= 処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$	円/人年
	最終処分減量に要する費用	$\text{= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費)} \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$	円/t

1. 評価について

本市における一般廃棄物処理システムの評価は、上記の表3-14に示した指標の実績値が、以下で選定する類似都市の平均値と比較し（平均値に対する高低）、評価します。

2. 類似都市の選定

人口及び産業構造から類似都市を選定します。全国で、表3-15に示す本市と同様の人口規模、産業構造を持つ都市（表3-16）は193市町村です。

表3-15 本市の概要

人口	32,703人			
産業	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	78.8%	Ⅲ次人口比率	60.2%

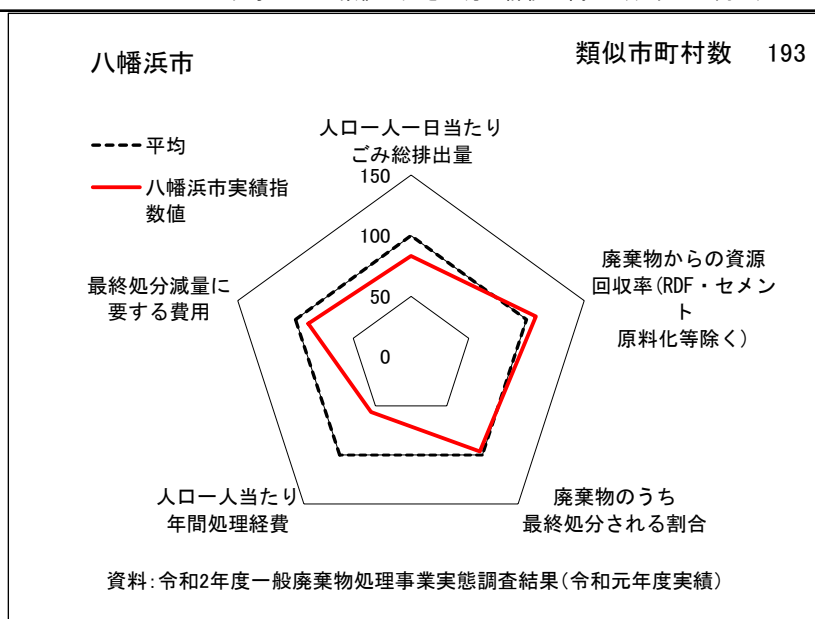
表3-16 類似都市の概要

類型都市の概要	都市形態	都市	
	人口区分	I	50,000人未満
	産業構造	1	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比65%以上
	類似市町村数	193市町村	

3. 支援ツールによる分析結果

環境省支援ツールの分析結果は図3-19に示すとおりです。

標準的な指標	人口一人当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率(RDF・セメン ト原料化等除く)	廃棄物のうち 最終処分される 割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人日)	(t/t)	(t/t)	(円/人年)	(円/t)
平均	0.952	0.173	0.11	15,275	49,149
最大	1.543	0.751	0.919	38,614	422,853
最小	0.547	0.016	0	4,174	11,527
標準偏差	0.156	0.083	0.128	5,184	32,844
八幡浜市実績	1.111	0.187	0.114	21,970	54,579
実績の評価基準	実績は小さい方が 優れている	実績は大きい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている	実績は小さい方が 優れている
指数値	83.3	108.1	96.4	56.2	89.0
指数値の評価	平均が100で数値が大きい方が評価が高い(グラフと同じ)				



資料: 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和元年度実績)

図3-19 本市と類似都市との比較・評価

4. 分析結果の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(環境省、平成25年4月策定)(以下、「システム指針」と示す。)の中の、「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、構成市のシステム指針の評価を行います。評価に用いる指数値は平均値を100とし、数値が大きいほど良好な状況を示します。

本市では、一般廃棄物処理システムにて類似都市と比較すると、廃棄物からの資源回収率は平均より優れ、廃棄物のうち最終処分される割合は平均的ですが、人口一人一日当たりごみ総排出量(事業系ごみを含む)が多く、最終処分減量に要する費用及び人口一人当たり年間処理経費は高い傾向にあります。

第7節 ごみ処理技術の動向

1. 収集運搬技術

収集運搬技術におけるごみ収集の構成要素と選択肢は、表3-17に示すとおりです。

収集運搬システムは、自治体の現状に合わせて選択肢が組み合わされ、形成されています。構成要素としては、①収集場所、②収集機材、③作業員班編成方法、④収集時間、⑤ごみ排出容器、⑥積替輸送が挙げられます。

表3-17 ごみ収集の構成要素と選択肢

構成要素	選択肢	本市の現状
①収集場所	1)戸別収集 2)ステーション収集 (1)戸別の容器 (2)小型コンテナ (3)大型コンテナ (4)貯留排出容器 3)その他	ステーション収集及び戸別収集 (鉄かごやネットを使用)
②収集機材	1)機械式収集車(パッカー車) 2)ダンプ車 3)機械積込式収集運搬車 (1)アタッチメント付き収集車 (2)コンテナ自動車	パッカー車及びダンプ車
③作業員班編成方法	1)運転手1名、作業員2名 2)運転手・作業員合わせて2名	収集業者：委託5社+1(大島地区)、直営1(北環境センター) 作業員数：委託5社58名、1(大島地区)1名、直営1(北環境センター)3名
④収集時間	1)昼間収集(朝から夕方) 2)夜間収集(夜～深夜) 3)早朝収集(早朝6時頃)	午前8時から (南環境センター受付時間：8：30～16：30)
⑤ごみ排出容器	1)指定なし 2)指定あり (1)プラ袋 (2)透明プラ袋 (3)紙袋 (4)ポリバケツ など	○燃やすごみ、燃やさないごみ：市指定ごみ袋 ○びん、かん、ペットボトル：無色透明の袋またはコンテナ ○プラスチック製容器包装：無色透明の袋 ○新聞、雑誌、段ボール：ひもで縛る ○紙製容器包装：ひもで縛るまたは紙袋に入れる
⑥積替輸送	1)積み替えせず輸送 2)大型輸送車に路上積み替え 3)中継輸送施設で積み替え	積み替えせず輸送 ※大島地区のごみについては、大島地区で収集・保管して、海上輸送を行い、委託業者によって陸上輸送される。

2. 中間処理技術

中間処理技術の目的別分類は表3-18に、対象とするごみの種類別分類は表3-19に示すとおりです。

中間処理技術には、無害化や減容化を目的とした可燃ごみ処理、資源化を目的としたリサイクル施設等があり、地域内で発生するごみを処理するためには、いくつかの中間処理技術を組み合わせて処理方法を検討する必要があります。

表3-18 中間処理技術の目的分類

施設区分		資源化	減量化	減容化	安定化
リサイクル	リサイクルセンター	◎			
	容器包装リサイクル推進施設	○		◎	
	ストックヤード			◎	
	廃棄物運搬中継・中間処理施設		○	◎	
	ごみメタン化施設	◎			
	RDF化施設	◎	○	○	
	ごみ飼料化施設	◎			
	ごみ堆肥化施設	◎			
熱回収	灰溶融施設	◎	○	○	◎
	熱回収施設	○	○	○	◎

- ※1) 「◎」については、主要な目的に該当するものです。
 ※2) 「○」については、副次的な目的に該当するものです。
 ※3) 黄色パターンは、現在の本市施設の処理等を示します。

表3-19 対象とするごみの種類別分類

区分	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ		資源ごみ
		生ごみ		可燃性粗大	不燃性粗大	
焼却炉	○	○		△		
ガス化溶融炉	○	○		△		
焼却炉+灰溶融	○	○		△		
ごみ燃料化(RDF)施設	○	○		△		
炭化炉	○	○		△		
リサイクル施設	(破碎選別)		○	○	○	
	(資源選別)					○
堆肥化		○				
メタン発酵		○				
飼料化		○				

- ※1) 「△」については、破碎処理後であれば受入れ可能であることを示しています。
 ※2) 黄色パターンは、現在の本市施設の処理等を示します。

3. 最終処分技術

最終処分場の種類は、図3-20に示すとおりです。

最終処分場の種類は、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分類され、産業廃棄物最終処分場は、安定した物質を埋め立てる安定型最終処分場、焼却灰・汚泥等を埋め立てる管理型最終処分場、有害物を埋め立てる遮断型最終処分場の3つのタイプに分かれます。一般廃棄物最終処分場は管理型最終処分場と同一機能です。

安定型最終処分場は、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材の安定5品目を埋め立てる最終処分場です。安定型最終処分場はそのまま埋立処分しても環境保全上支障のないものが埋立対象物となっており、構造基準では、擁壁、えん堤、囲い、立て札の施設設置でよいこととなっています。しかし、都道府県によっては、集水管や浸出水処理施設の設置を指導しています。

管理型最終処分場とは、廃油（タールピッチ類に限る）、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動物性残さ、動物のふん尿、動物死体及び無害な燃え殻、ばいじん（処理物）、汚泥、鉍さい等を埋立処分します。管理型最終処分場は、一般廃棄物最終処分場とほぼ同じ施設構造になっており、遮水工や浸出水処理施設の設置が義務付けられています。近年では、外部要因である雨水や風、内部要因である廃棄物の飛散、臭気、温度等をコントロールできるクローズドシステム処分場もあります。

遮断型最終処分場とは、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さい等の特定有害産業廃棄物を埋立処分するものをいいます。

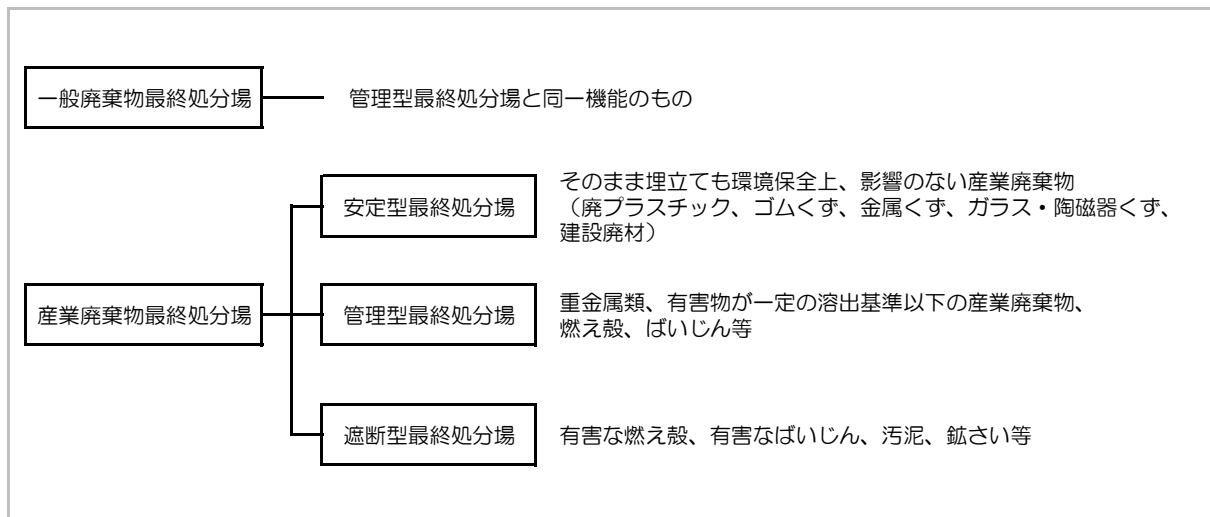


図3-20 最終処分場の種類

第8節 ごみ処理の課題

1. 国・県・現行計画の目標値との比較

①国の数値目標との比較

国の掲げる「第四次循環型社会形成推進基本計画」の数値目標と本市の実績は、表3-20に示すとおりです。

本市の実績は、全国の令和7年度の目標値と比較すると「1人1日当たりのごみ総排出量」及び「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」は上回っており、今後かなりの減量が必要となります。

また、事業系ごみの排出量も平成27年度から令和2年度で増加しているため、今後、減量が必要と考えられます。

表3-20 第四次循環型社会形成推進基本計画の本市の実績と目標値

目標	第四次循環型社会形成推進地域計画（全国）		本市の実績	
	（基準年度）	目標値		
	（H27年度）	R7年度	H27年度	R2年度
1人1日当たりのごみ排出量	939 g/人日 (100%)	850 g/人日 (90.5%)	1,073 g/人日 (100%)	1,078 g/人日 (100.5%)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （資源ごみを除く）	516 g/人日 (100%)	440 g/人日 (85.3%)	626 g/人日 (100%)	572 g/人日 (91.4%)
事業系ごみ排出量	1,305 万t/年 (100%)	1,100 万t/年 (84.3%)	3,949 t/年 (100%)	4,317 t/年 (109.3%)

②県の数値目標との比較

愛媛県が掲げる「第四次えひめ循環型社会推進計画」の数値目標と本市の実績は、表3-21に示すとおりです。

本市の実績は、県全体の令和2年度の目標値と比較すると、1人1日当たりの排出量が210g/人日多くなっています。

表3-21 第四次えひめ循環型社会推進計画の目標値と本市の実績

目標項目 （参考値）	第四次えひめ循環型社会推進計画（県全体）			本市の実績	
	基準年度	予測値	目標値		
	H27年度	R2年度	R2年度	H27年度	R2年度
ごみ総排出量 （集団回収含む）	473 千t/年 (100%)	434 千t/年 (91.8%)	421 千t/年 (89.0%)	14,152 t/年 (100%)	12,871 t/年 (90.9%)
1人1日当たりの排出量	915 g/人日 (100%)	894 g/人日 (94.0%)	868 g/人日 (93.6%)	1,073 g/人日 (100%)	1,078 g/人日 (100.5%)
再生利用量	86 千t/年 (100%)	75 千t/年 (87.2%)	115 千t/年 (133.7%)	2,803 t/年 (100%)	2,523 t/年 (90.0%)
再生利用率	18.2%	18.4%	27.0%	19.8%	19.6%
最終処分量	47 千t/年 (100%)	43 千t/年 (91.5%)	41 千t/年 (87.2%)	1,499 t/年 (100%)	1,425 t/年 (95.1%)

③現行計画の数値目標との比較

現行計画の目標値と本市の実績は、表3-22に示すとおりです。

本市の実績は、現行計画の目標値のどの項目も達成するのが厳しい状況にあります。

1人1日当たりの排出量の実績は減少しているものの、目標値が達成できていないのは、事業者のごみ減量効果が計画どおりには実施できなかったものと考えられます。

表3-22 現行計画の目標値と本市の実績

目標項目 (参考値)	現行計画			実績	
	基準年度	目標値		H27年度	R2年度
	H19年度	H27年度	R4年度		
ごみ総排出量 (集団回収含む)	16,253 t/年 (100%)	13,186 t/年 (81.1%)	11,494 t/年 (70.7%)	14,152 t/年 (87.1%)	12,871 t/年 (79.2%)
1人1日当たりの 排出量	1,083 g/人日 (100%)	1,018 g/人日 (94.0%)	1,016 g/人日 (93.8%)	1,073 g/人日 (99.0%)	1,078 g/人日 (99.6%)
再生利用量	3,554 t/年 (100%)	2,660 t/年 (74.8%)	2,318 t/年 (65.2%)	2,803 t/年 (78.9%)	2,523 t/年 (71.0%)
再生利用率	21.9%	20.2%	20.2%	19.8%	19.6%
最終処分量	2,768 t/年 (100%)	2,251 t/年 (81.3%)	1,962 t/年 (70.9%)	1,499 t/年 (54.2%)	1,425 t/年 (51.5%)

2. 現行計画の施策の実施状況

現行計画の施策に関する実施状況は、表3-23に示すとおりである。

表3-23 現行計画の施策に関する実施状況

区分		施策項目（現行計画）	凡例		
			実施状況	今後の方針	
			○ 実施済 △ 一部実施 × 未実施	○ 実施 △ 検討 — 取組定着済	
ごみの排出抑制と減量化のための施策に関する事項	ごみの排出抑制と減量化の方策	本市（行政）における方策	1. 環境美化の推進	○	—
			2. 連携対策の構築	○	○
			3. 啓発活動の推進	○	○
			4. ごみ減量化の推進	○	○
			5. 集団資源回収の推進	○	○
			6. ごみ処理手数料の設定	○	△
			7. 生ごみ処理機の購入補助	○	○
			8. 古着の再利用と資源化	○	○
			9. 紙製品のリサイクル強化	○	○
			10. ペットボトルとプラスチック製容器包装の個別回収	○	○
			11. マイバッグの推進活動	○	—
	市民における方策	1. 使い捨て型ライフスタイルの転換	○	○	
		2. 無駄のない食生活（エコッキング）の推奨	○	○	
		3. 物を大切に使う	○	○	
		4. 資源ごみの分別収集への協力	○	○	
	事業者における方策	1. 事業者主体による積極的な取り組み	○	○	
	ごみの資源化に係る方策	本市（行政）における方策	1. 安定した資源化ルートの確保	○	○
			2. 不用品交換事業等の推進	○	○
			3. 再生商品などの利用促進	○	○
		市民における方策	1. 再生商品などの利用促進	○	○
2. 資源回収への協力			○	○	
3. 不用品交換事業などの利用促進			○	○	
4. 使用頻度の少ない商品の購入抑制			○	—	
事業者における方策		1. 再生商品などの供給	○	○	
		2. 再生商品などの利用促進	○	○	
		3. 資源ごみの回収ルートの構築	○	○	
ごみを適正に処理する基本的な事項に関する事項		収集・運搬計画	1. 効率的で適切な収集体制の構築	○	○
			2. 収集運搬体制及び回収回数	○	○
	3. 感染性廃棄物の適正処理		○	○	
	4. ごみ分別種類の計画的な拡大		△	○	
	中間処理計画	1. 焼却処理施設	○	○	
		2. リサイクルプラザ施設	○	○	
		3. 資源ごみ選別施設	○	○	
最終処分計画		○	○		
ごみ処理施設の整備に関する事項	エネルギー回収推進施設の整備方針	1. 循環型社会形成推進交付金によるエネルギー回収推進施設の要件	×	—	
		2. 運転管理の検討	×	○	
その他ごみ処理に関する事項		1. 適正処理困難物等の対応方針	○	○	
		2. 特別管理一般廃棄物の対応方針	○	○	
		3. 廃棄物減量等推進審議会制度等の活用	○	○	
		4. 不法投棄対策に関する事項	○	○	
		5. 災害発生時における廃棄物処理の基本方針	○	○	
		6. 地球温暖化に関する基本方針	○	—	

：重点的に実施していく施策を示す。

3. 課題の整理

本市におけるごみ処理の現況や現行計画の施策の実施状況を踏まえ、課題を以下のように整理しました。

①ごみ減量化及び資源化の推進

本市のごみ排出量は概ね減少傾向にありますが、令和2年度の原単位1,078g/人日は、国(918g/人日：令和元年度実績)、県(901g/人日：令和元年度実績)と比べて上回っています。その要因として、人口減少にあわせて、家庭系ごみが減少しているのに対し、事業系ごみが増加しているため、事業系ごみの影響が大きくなっていました。

今後は、新たな目標に向けて市民・事業者・行政が協働し、ごみの減量化・資源化をより推進する必要があります。その施策として、食品ロス削減の取組み実施や、ごみ処理手数料の見直しが考えられます。特に、事業系ごみの削減に向けての対策が必要です。

②ごみ分別の徹底

可燃ごみの中には、まだまだ紙類が多量に含まれていることがごみ質調査結果から想定されます。また、近年はプラスチック資源循環に関する法整備により、プラスチック製品等の回収も必要となることも考えられ、処理・処分量を削減しリサイクル率の向上を図るために、ごみの分別に関する周知、広報を充実し、排出段階における分別の徹底を図ることが必要です。

③中間処理施設の適正な維持管理

八幡浜南環境センターのごみ焼却施設は、平成27年度に大規模改修工事が完了し、約15年間の安定的な稼動が可能となっています。今後とも安全かつ安定した処理を継続できるよう、維持管理を継続する必要があります。

また、将来的な適正処理を行うためには、広域化処理を含め、環境負荷の少ないごみ処理施設整備を検討していくことが必要です。

④八幡浜市一般廃棄物最終処分場の対応

本市の不燃物などを埋立処分している八幡浜市一般廃棄物最終処分場は、令和3年度末で受入を停止予定であり、令和4年度から閉鎖に向けて準備を進めていき、今後は、最終処分場の廃止に向けた管理を実施する必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. 計画目標

計画目標

資源が循環するまち ～3Rの推進～

近年は、生活水準の向上、核家族化や少子高齢化、更に技術革新に伴う経済活動の拡大等により生活スタイルが多様化するとともに大変便利になりました。一方、スーパーやコンビニでの商品の包装物など利便性の向上に伴う廃棄物が増えています。また、一人世帯の増加など、近年の社会変化に伴う廃棄物の増加が懸念されています。

このような状況のなか、国では、持続可能な資源循環型社会構築を目指した循環型社会形成推進基本法を制定し、廃棄物処理の考え方、法体系を大きく変えました。

従来は、廃棄物処理法を頂点としていましたが、循環型社会形成推進基本法が制定されたことにより、廃棄物処理法が環境基本法のもとに組み込まれ、エネルギー、環境という視点で処理が求められるようになりました。

また、ごみ処理についても、ごみは処理するものから出さない、作らないものへと考え方が大きく変わり、法律で処理の優先順位が明確に示され、①発生抑制→②再使用→③再生利用→④熱回収→⑤適正処分となり、処分は最後の手段という位置付けになっています。

本計画では、上記を踏まえ、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、できるだけ資源を回収し、どうしても資源化できないものを適正に処理・処分する、「資源が循環するまち」をめざしていくものとします。

2. 基本方針

①【方針1】3Rの推進

循環型社会では、ごみを減らす「リデュース」、繰り返し使う「リユース」、そして再生利用する「リサイクル」といった「3R」の実施が求められています。また、循環型社会の概念を示す日本古来有している「もったいない」という意識を再認識する必要があります。

「3Rの推進」を達成するため、市民・事業者・行政が「3R」に対する意識を持ち、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続け、それぞれが協働するとともに役割を果たすような具体的な施策を示し、実施していくものとします。

②【方針2】ごみの適正な処理の推進

「3R」の取り組みによって減量化・資源化されたごみは、収集・運搬し、処理と処分をする必要があります。環境問題の観点から、その収集・運搬、処理、処分については、適正かつ効率的に実施しなければなりません。

本市から排出されるごみは、本市の施設にて適正に処理・処分しており、今後も継続し、安全かつ安定的な処理体制を維持していくものとします。

第2節 将来人口の推計

本市の将来人口の推計については、「第2期八幡浜市人口ビジョン」（2020（令和2）年3月）で目指している「シミュレーション3」の推計値を採用しました。なお、将来人口は、実績値との差が生じているため、実績補正や年度ごとに直線補間するものとした。

本市における将来人口の推計は、図4-1に示すとおりです。

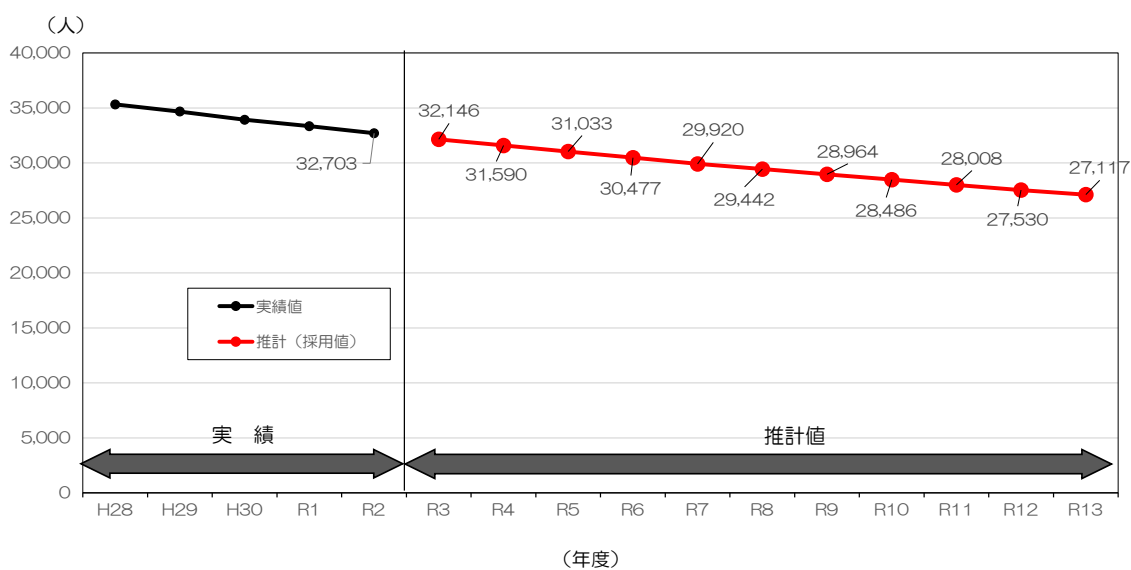


図4-1 将来人口の推計

第3節 ごみ排出量の予測

1. 予測方法

ごみ排出量の将来予測は、ごみの排出量の抑制や再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合（以下、「現状のまま推移した場合」という。）のごみ排出量の推計を行い、次に家庭、事業所などにおけるごみ排出量の抑制や再生利用の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標達成後のごみ排出量（以下、「目標を達成した場合」という。）を推計します。

予測手法は、一人一日当たりのごみ排出量（g/人日）を過去の実績からトレンド推計などを用いて将来推計値を予測した上で、将来予測人口を乗じて排出量などを予測します。

次に家庭系ごみ、事業系ごみにおける排出抑制や資源化の促進のために実施する施策を踏まえた目標値を設定し、目標を達成した場合の排出量を推計します。

ごみ排出量の推計フローは、図4-2に示すとおりです。

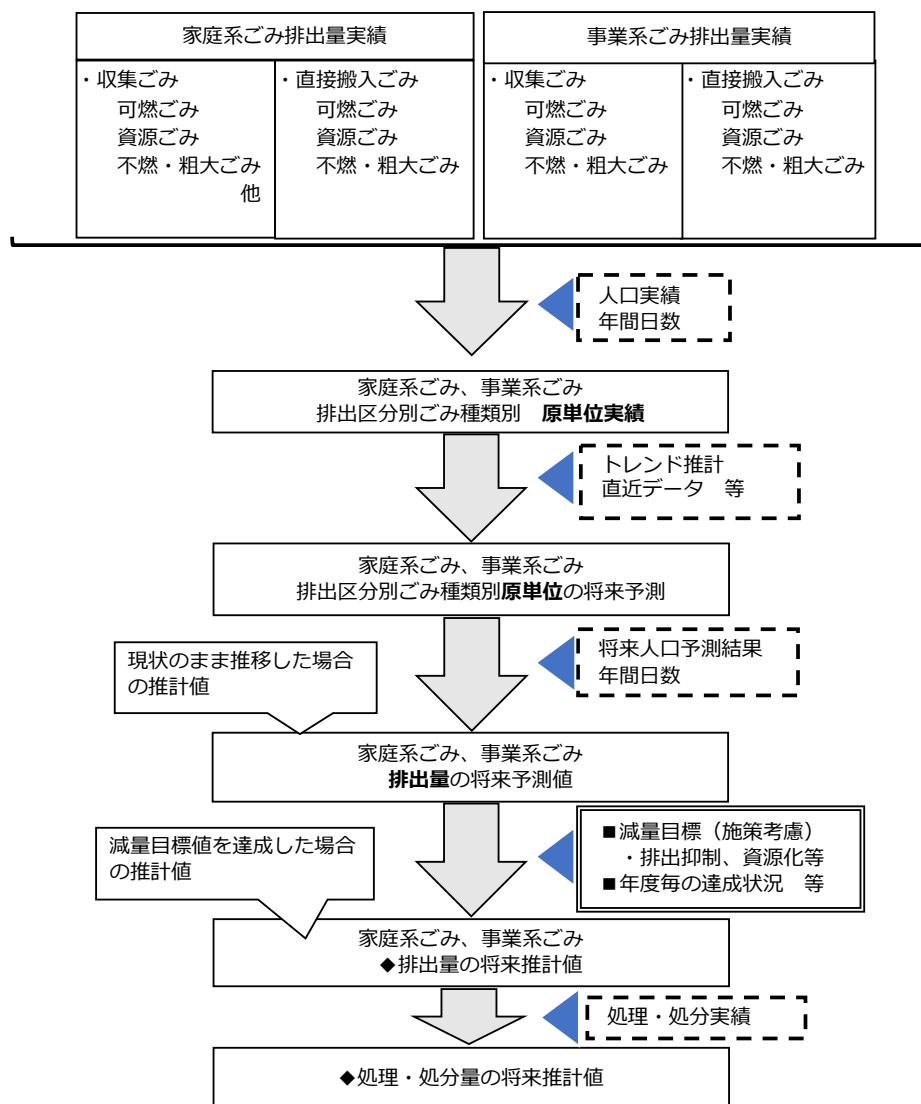


図4-2 ごみ排出量の推計フロー

2. ごみ排出量の推計値（現状のまま推移した場合）

家庭系ごみ一人一日当たりの排出量、事業系ごみ 1 日あたりの排出量の将来予測結果から、各年度のごみ排出量の将来予測結果は、図 4-3～図 4-6 に示すとおりです。

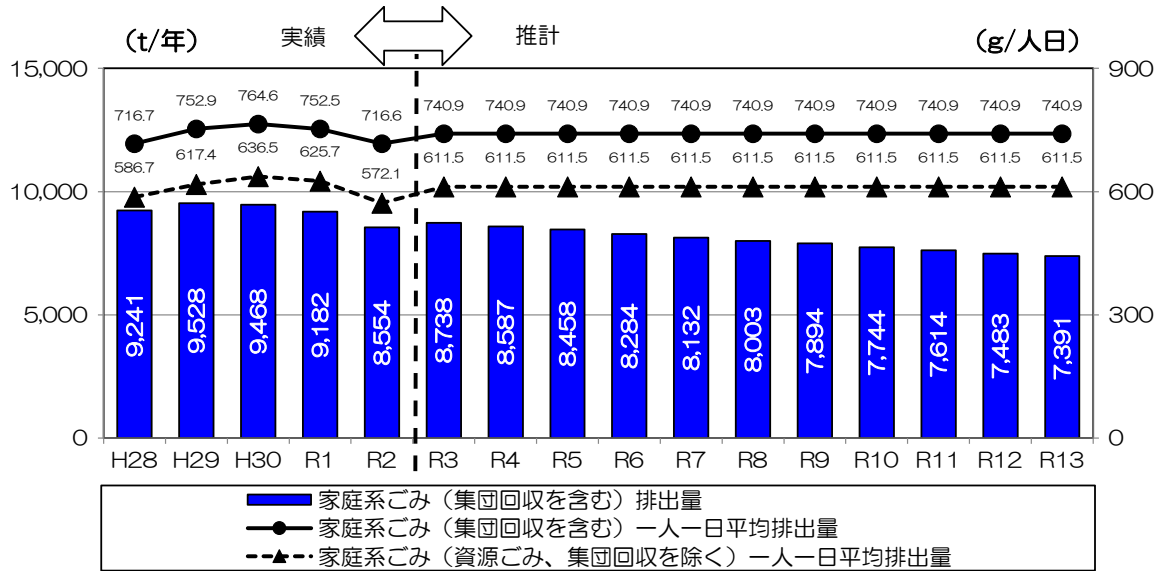


図 4-3 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果【家庭系ごみ】

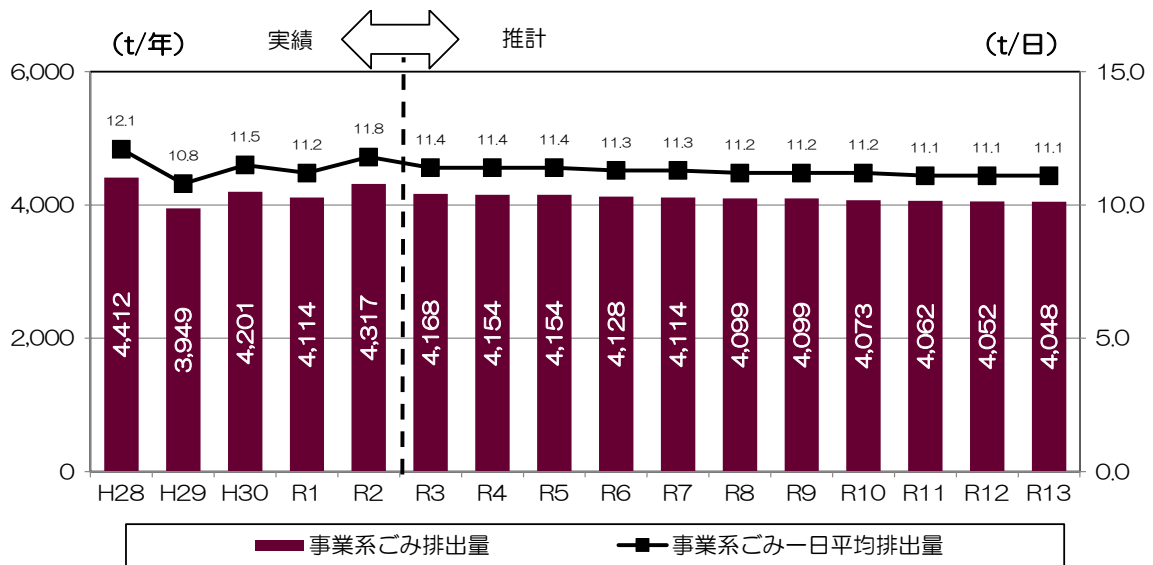


図 4-4 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果【事業系ごみ】

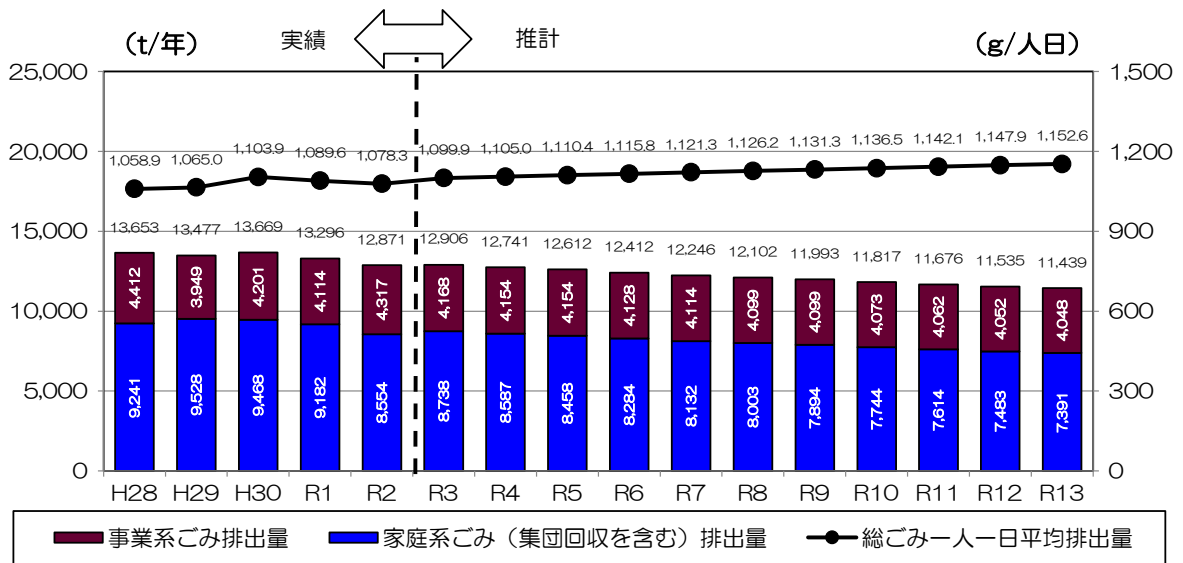


図 4-5 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果【総ごみ】

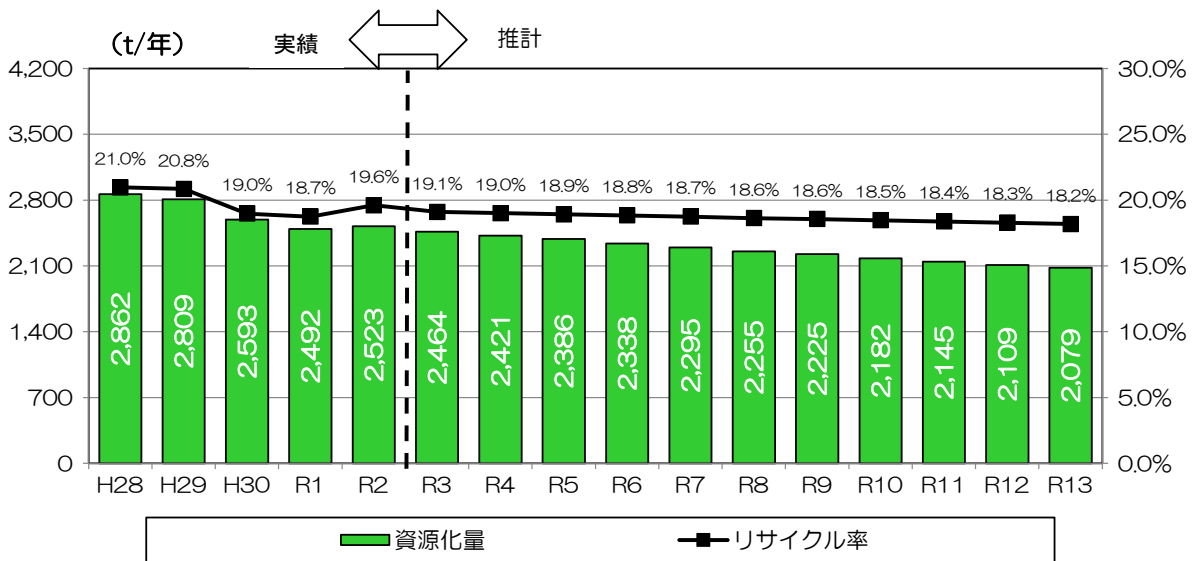


図 4-6 現状のまま推移した場合のごみ排出量の予測結果【資源化量】

第4節 減量化及び資源化の目標

1. 目標設定にあたって

目標値については、近年における本市のごみ処理実績を基本に、国の循環型社会形成推進基本計画や廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基本方針、県の廃棄物処理計画等、関連計画の目標値などを参考に、実現可能な目標値を設定することが重要です。

2. 目標達成に向けた排出抑制及び資源化の設定

本市における現状のまま推移した場合の推計結果によると、一人一日平均排出量は増加傾向、特に事業系ごみの一日平均排出量が減少しないと見込まれるため、人口減少によるごみ排出量や最終処分量が減少傾向を示す一方でリサイクル率は微減傾向と見込まれます。

このことは、目標達成に向けては、発生・排出段階における抑制対策及び分別等によって、資源物の回収量の向上を図る対策が不可欠であることを意味しています。

現行計画において目標値として掲げた項目は、ごみ排出量、一人一日平均排出量、リサイクル率及び最終処分量となっていましたが、ごみ排出量及び最終処分量は、人口減により減少することから、減量化指標としては、人口に影響しない『一人一日平均排出量』と『リサイクル率』を目標値とすることが適切と考えられます。

3. 目標値の設定

本計画において、国などの目標値や上記の項目を勘案して、主要な目標値は、①『家庭系ごみ（資源ごみを除く）一人一日平均排出量』、②『事業系ごみ一日平均排出量』、③『リサイクル率』とします。

本計画では、優先的にごみの排出抑制に努め（特に事業系ごみ）、再利用・再資源化を推進することで、総ごみ排出量の削減を図り、環境負荷の低減に根ざした循環型社会構築の観点から、目標値は下記のとおり設定します。

目 標

①家庭系ごみ（資源ごみ、集団回収を除く）一人一日平均排出量

目標年度（令和13年度）における家庭系ごみ一人一日平均排出量を
500g/人日以下とします。（令和2年度実績の約13%減）

②事業系ごみ一日平均排出量

目標年度（令和13年度）における事業系ごみ一日平均排出量を
9t/日以下とします。（令和2年度実績の約25%減）

③リサイクル率

目標年度（令和13年度）におけるリサイクル率を 25%以上とします。

4. ごみ排出量の将来推計値（目標を達成した場合）

家庭系ごみ一人一日当たりの排出量、事業系ごみ1日あたりの排出量の将来予測結果から、各年度のごみ排出量の将来予測結果は、図4-7～図4-10に示すとおりです。

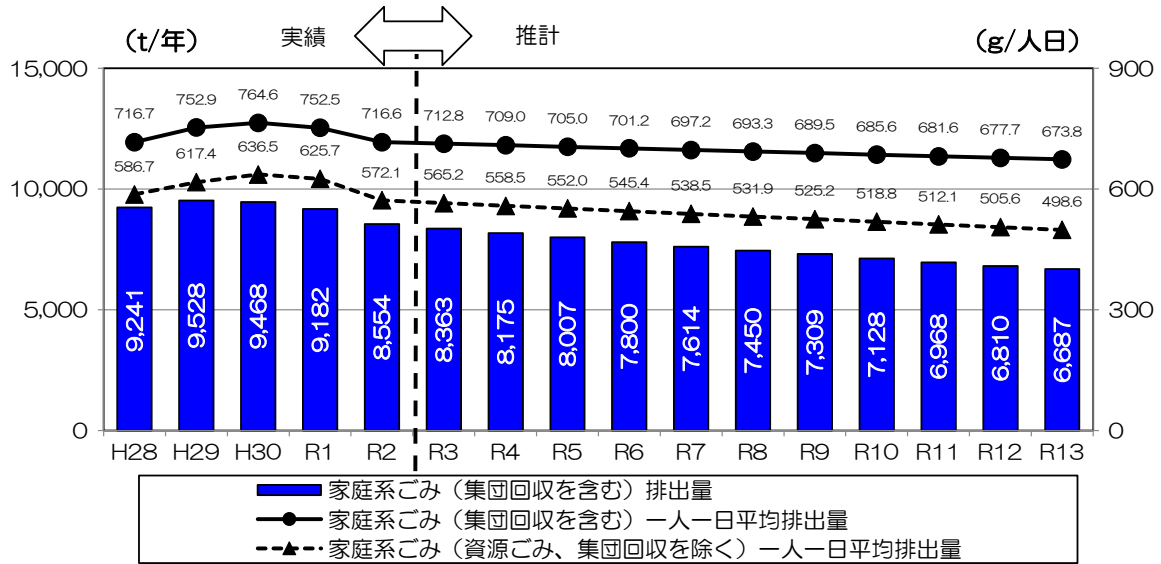


図4-7 目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果【家庭系ごみ】

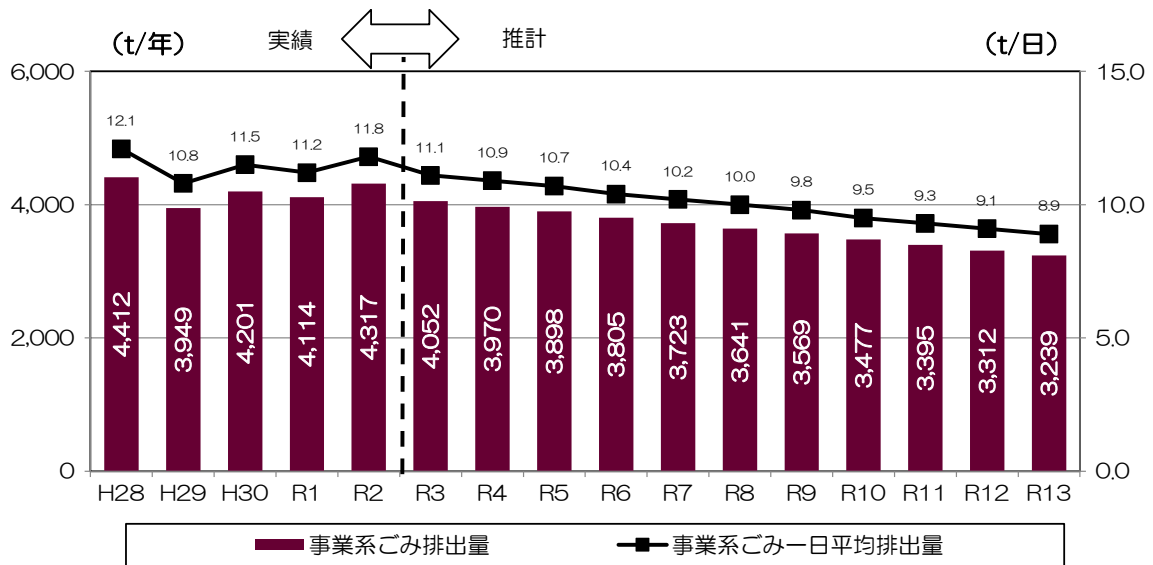


図4-8 目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果【事業系ごみ】

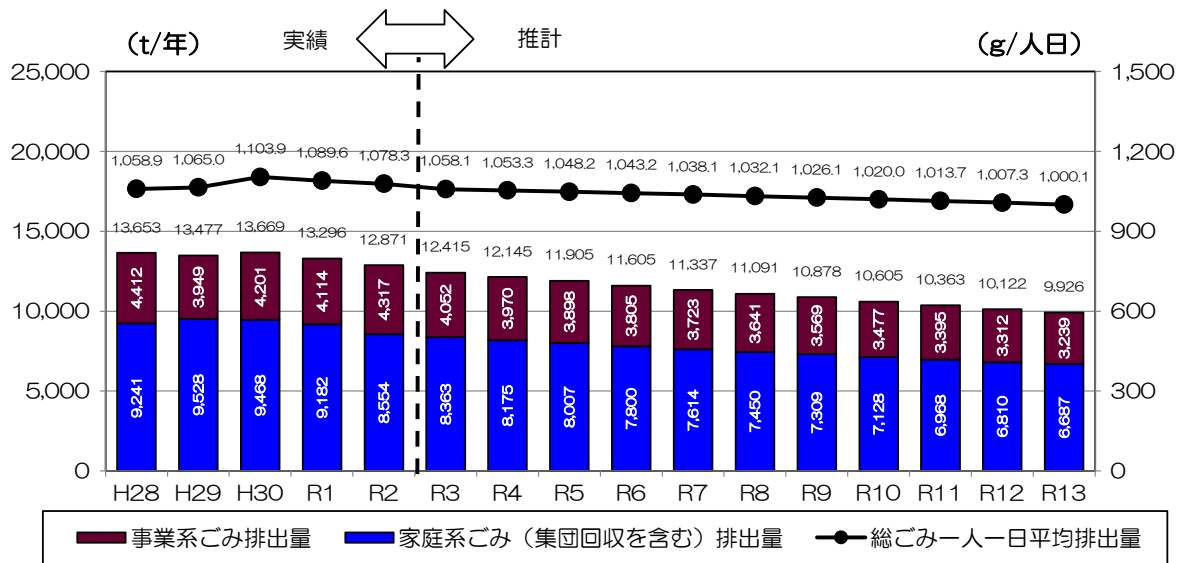


図 4-9 目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果【総ごみ】

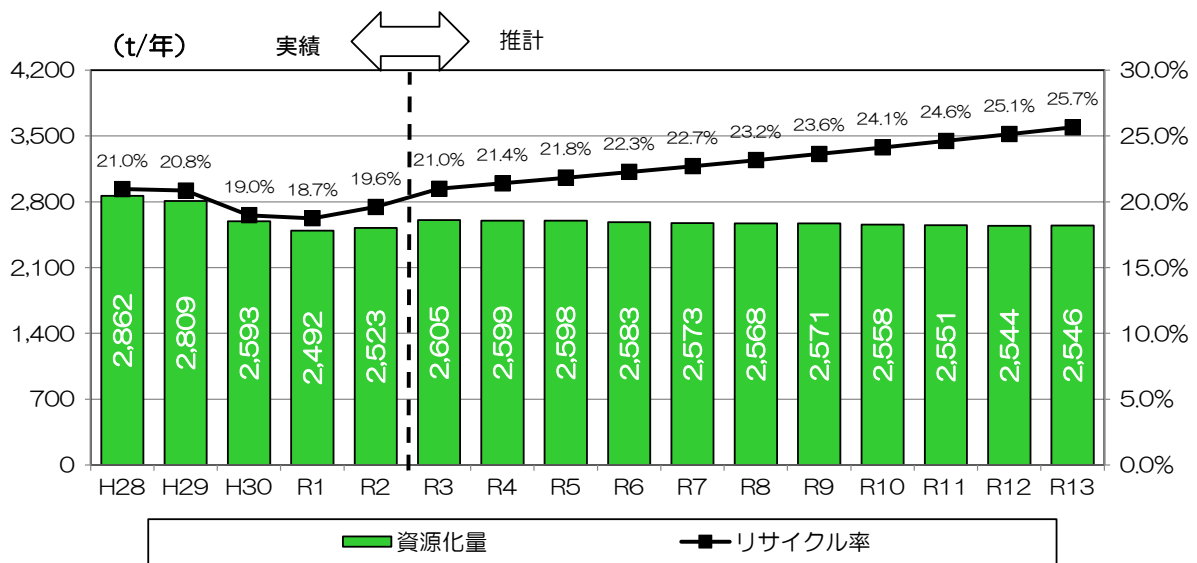


図 4-10 目標を達成した場合のごみ排出量の予測結果【資源化量】

第5節 施策の展開

1. 施策の体系図

本計画では、計画目標の「資源が循環するまち～3Rの推進～」及び基本方針の「【方針1】3Rの推進、【方針2】ごみの適正な処理の推進」を柱とした施策を展開していくものとします。

本計画における施策の体系は、図4-1-1に示すとおりです。

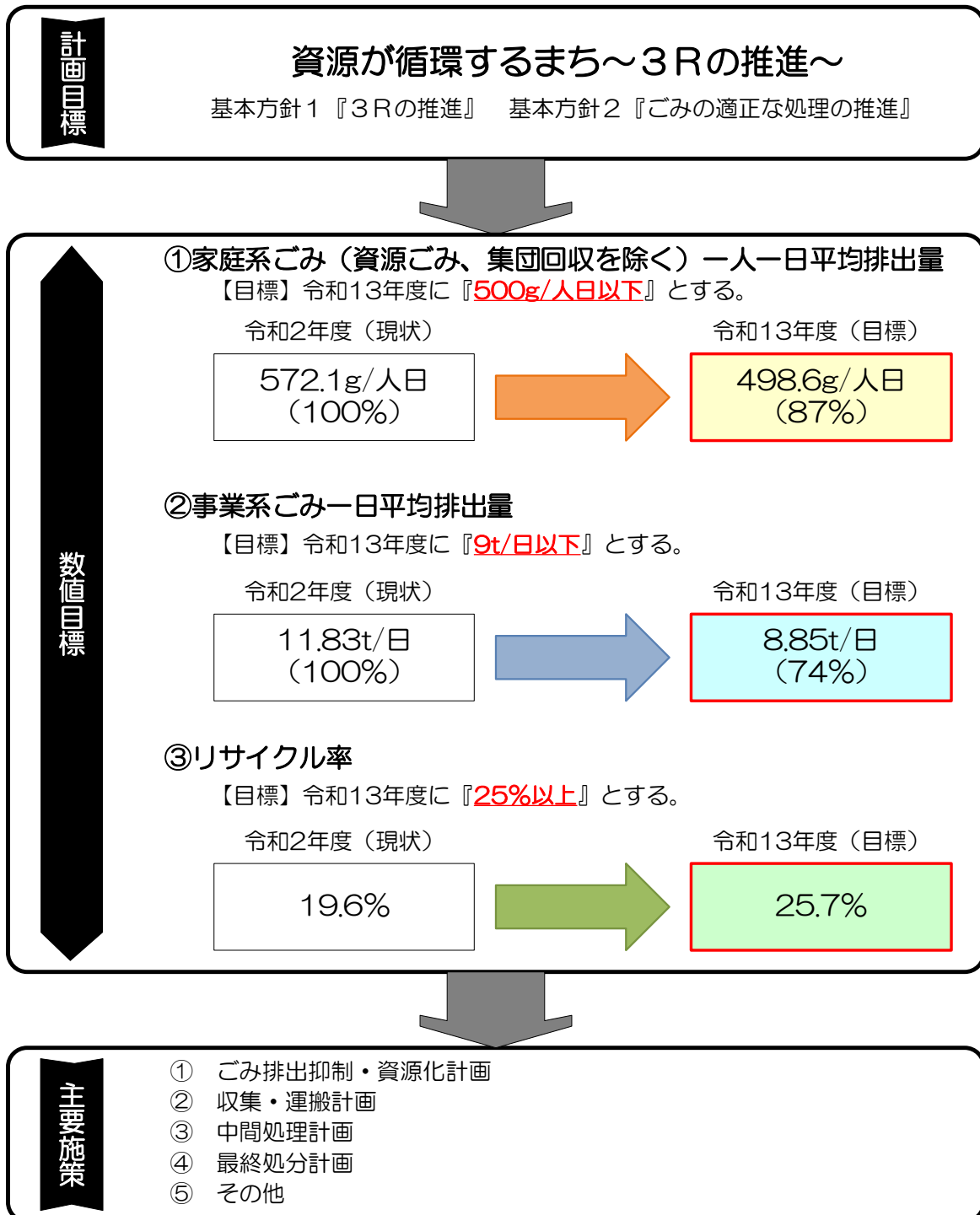


図4-1-1 本計画における施策の体系図

2. 計画目標及び基本方針達成のための役割

本計画の計画目標及び基本方針達成のための市民・事業者・行政の役割は、表4-1に示すとおりです。

本計画の計画目標及び基本方針を達成するため、市民・事業者・行政は、それぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

表4-1 市民・事業者・行政の役割

主 体	役 割
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが、ごみの排出者であるという自覚と責任を持って、ごみの減量化・資源化への取組みの中心的な役割を担う。 ○ライフスタイルを見直し、ごみの発生抑制、資源化を優先したライフスタイルにしていく。 ○市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリユース・リサイクル活動に参加したり、再生利用しやすい商品の購入を心がけたり、食材の使い切りによる生ごみの減量を行うなど、取組みやすいことから実践していく。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する。 ○廃棄物の分別を徹底し、資源として活用できるものは、自らリサイクルルートを活用するなどにより、ごみ減量化を積極的に進める。 ○循環型社会に対する意識を高め、環境負荷の少ない事業活動を心がける。
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ○市民や事業者に対しては、環境に関する情報や学習機会の提供に努めるとともに、自主的にごみの環境活動や発生抑制、リサイクル活動に取り組んでいる市民や事業者などに対する積極的な支援を行い、市民・事業者との連携を強化する。 ○ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や適正処理方策の周知徹底を図る。 ○一般廃棄物の処理責任者として、ごみの適正な処理・処分の継続・発展に努める。

第6節 ごみ排出抑制・資源化計画

1. ごみの排出抑制及び減量化の方策

① 行政における施策

取組1 連携体制の構築

ごみの減量化を推進していくためには、行政と各種団体の協力のもと、農漁業・商工業・廃棄物関係業者などと連携し、実行していく必要があります。したがって、本市及び市内事業者との連携体制の構築について検討していきます。

取組2 啓発活動の推進

ごみの排出をいかに少なくするか、現在の使い捨て型ライフスタイルの見直しや、市民・事業者に対する意識改革・意識高揚を図るための啓発活動について、広報などによって定期的に実施します。

また、家庭教育、学校教育、社会教育などの場において環境教育を実施し、関連イベントの展開によっても意識高揚を図ることを検討します。また、パンフレットやポスターなどを作成し、市民や事業者に配布します。

事業系ごみの減量化を推進するため、多量排出事業者に対し、減量計画書の策定を指導するとともに、廃棄物管理責任者の設置などを求めています。

取組3 集団資源回収の継続

市民が主体となって実施する集団資源回収は、リサイクル率の向上だけでなく、子ども達の身近な環境教育の一環として、また、ごみの資源化について関心を持つ機会を定期的に提供することにより、ごみに対するリサイクル意識の高揚などが期待できる優れた資源化施策であると考えられます。

したがって、集団資源回収活動は、地域の自主活動の促進とごみ減量化・再生利用の促進についても期待できることから、今後も集団資源回収の支援を継続していきます。

取組4 ごみ処理手数料の見直し

「燃やすごみ」及び「燃やさないごみ」については、本市が指定するごみ袋を使用してごみを排出するようになっており、平成23年10月と平成25年10月にごみ袋の料金を改訂しました。

適切なごみ処理手数料を設定することは、排出抑制の有効な施策となり得ることから、ごみ排出量の状況に応じた指定ごみ袋の金額について随時検討していきます。

また、排出者が自ら持ち込む場合の一般廃棄物処理手数料についても安易な廃棄処分を抑制し処理費用を適切に反映させるため、金額の見直しを随時検討します。

取組 5 生ごみ処理機の購入補助制度の継続

生ごみは、可燃ごみに占める割合が高い上に多量の水分を含んでいるため、ごみ焼却施設において多大な処理経費を要しています。このため本市では、平成 23 年度に「八幡浜市生ごみ処理容器設置等補助金交付要綱」を改正し、電気式生ごみ処理機器についても普及促進に向けた取組みを行ってきました。今後もこの支援を継続していきます。

取組 6 古着の再利用と資源化

本市の古着は、各地区公民館等で拠点回収を行った上で、福祉行政の一環として一部の古着をリユース商品として役立てています。しかし、状態が良いにもかかわらず一般家庭から可燃ごみとして排出される古着が多くなっています。

したがって、今後も広報等による古着の再利用について、市民に広く周知を行い、より一層の資源化を推進していきます。

取組 7 紙製品のリサイクル強化

リサイクルが可能な紙製品が、可燃ごみとして出されることが多いことから、資源ごみとして再利用できるように、分別の周知徹底に取り組んでいきます。

取組 8 事業系ごみの適正排出

事業系ごみ（産業廃棄物・資源物）の家庭系ごみへの混入禁止や適正処理について指導等を実施するため、手引きやリーフレットの作成を検討し、減量化・再資源化も含めた情報提供・啓発を行っていきます。

また、事業系ごみの減量に向けて、動機付けとなるよう、近隣自治体等の状況等を勘案したごみ処理手数料の見直しを検討していきます。

② 市民・事業者における施策

取組1 使い捨て型ライフスタイルの転換

ごみの減量化や再生利用の必要性を認識するとともに、実行する主役は市民一人ひとりであることを自覚し、使い捨て型ライフスタイルを見直します。

これには、物を大切にし、無駄をなくす工夫をするとともに、リフォーム（作り変え）などによる再利用に努めることが必要です。また、商品購入や物品の廃棄にあたっては、環境に対する影響を考慮し、さらに買い物にはメモを持参して計画的に購入するなど、使い捨て商品の購入をなるべく控えるとともに、レンタル品を活用することも効果的です。さらに買い物袋（マイバッグ）の利用や、簡易包装商品の選択も重要です。

取組2 物を大切に使う

物を大切に使い、長く利用することや、より耐久性の高い商品を選び、故障しても修理して使うことにより、なるべくごみとして出さないことを心掛けるものとします。

また、不用となった品については、他の活用法（古いタオルをぞうきんに使用するなど）を考えていきます。

取組3 資源ごみの分別収集への協力

資源ごみのリサイクル処理の効率化などについて関心を持ち、行政や市民団体が実施する資源ごみの回収に協力します。

取組4 事業者主体による積極的な取組み

事業活動に伴って発生するごみ（産業廃棄物・資源物含む）は、原則として減量化や再資源化等により、自らの責任において適正に処理します。

事業系ごみの資源化ルートを確立するとともに、リサイクルの推進や分別排出などについて、従業員のごみ処理に対する意識向上を図ります。

販売店は、過剰包装防止に努め、買い物袋（マイバッグ）の持参を推奨（優遇措置を講じるなど）し、レジ袋の使用を削減していきます。

製造業者は使い捨て商品をなるべく作らないようにします。

食材等を扱っている事業者は、食品廃棄物の水切りを徹底することやコンポスト化により、ごみの減量に努めていきます。

2. ごみの資源化に係る方策

① 行政における施策

取組 1 資源化の推進

容器包装リサイクル法の対象である資源ごみの収集等については分別収集計画に基づいて実施するものとします。

プラスチック類について、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」*が成立し、プラスチック製容器包装以外の無償で配られるストローやスプーンといった使い捨てプラスチック製品を減らすため、事業者に対して有料化や再利用などの対応が義務化されたところです。さらに、次期ごみ処理施設整備で活用する循環型社会形成推進交付金の条件にプラスチックの資源回収が加えられることになっています。これらのことから、国や県の動向をみながら、プラスチック製品の分別収集についても今後検討していきます。

※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。

よって、この法律は、プラ製品全般に、環境配慮設計の促進、使用の合理化、排出・回収・リサイクルの仕組みづくりを目指すものである。環境配慮設計の認定制度やワンウェイプラスチックに関する主務大臣の指導や助言、自主回収の促進などが定められている。

取組 2 安定した資源化ルート確保

市民により分別排出された資源ごみについては、本市内の資源化事業者等を活用し、経済的かつ効率的な処理ルートを確認することを検討していきます。

取組 3 不用品交換事業等の推進

ごみとして排出されるものの中には、まだ十分に使用できるものや修理すればまた使用可能な状態になるものも含まれています。また、引っ越しの際に排出される不用品となった家具、電化製品、衣類といったものについても、欲しい人に譲ることができれば資源の再利用となります。

そのため、リサイクルフェアなどを開催することにより、今後も市民への情報提供などについて検討していきます。

取組 4 再生商品などの利用促進啓発

家庭や事業所で使用するノート類や印刷物及びコピー用紙などについては、再生品あるいは環境にやさしいエコマーク商品もしくはその同等品を利用するよう広報誌やイベントにより継続的に啓発していきます。

また、パンフレットやポスターを作成し、市民や事業者に配布することについても検討していきます。

② 市民・事業者における施策

取組1 再生商品などの利用促進

市民・事業者は、日常生活で利用する品に再生品を購入使用することがリサイクル（再生利用）に繋がることを理解し、紙製品などは再生品あるいはエコマーク商品を積極的に活用するとともに、詰め替え商品を優先的に選択し、利用します。

取組2 資源回収への協力

市民は、集団資源回収への協力やリターナブル（再利用）びんを活用するとともに、商店が実施する牛乳パックや食品トレイの資源回収に積極的に協力します。

取組3 不用品交換事業などの利用促進

市民・事業者は、物を大切に使い、修理して再利用に努めます。

取組4 再生商品などの供給

事業者は、再生資源を原材料として用いた製品の供給を検討あるいは拡大するとともに、詰め替え商品やリターナブルびんなどの製造・販売を積極的に進めます。

取組5 資源ごみの回収ルート構築

事業者は、販売ルートを通じた回収システムを確立するとともに、牛乳パックや食品トレイなどの回収を積極的に実施します。

3. 食品ロス削減対策

①国の取組み

食品ロス削減に関しては、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）が成立し、令和元年10月に施行されました。また、令和2年3月には食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めた「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました。

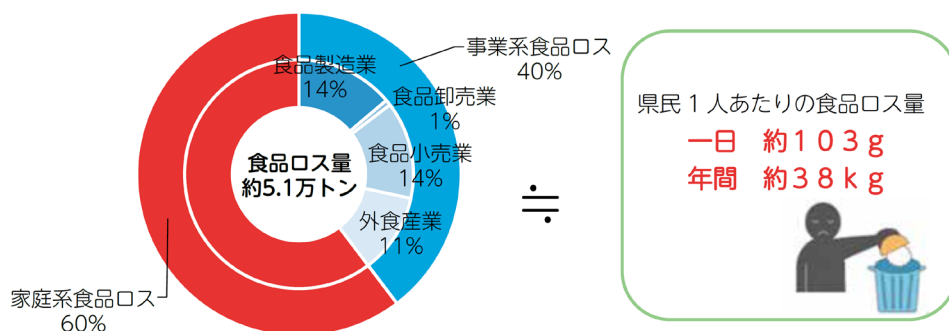
都道府県は基本方針を踏まえ、都道府県食品ロス削減推進計画を、市町村は基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画をそれぞれ定めるよう努めなければならないものとされているほか、基本方針は、事業者、消費者等の取組みの指針ともなっています。

②愛媛県の取組み

愛媛県では、循環型社会や低炭素社会の実現のため、「もったいない」の精神を活かした県民総参加による食品ロス削減運動を積極的に展開するため、平成28年度に策定した「第四次えひめ循環型社会推進計画」に取り組むべき施策（重点プログラム）のひとつに「食品ロスの削減」を掲げ、平成29年度から本格的に食品ロス削減対策を実施してきました。また、令和元年度に策定した「第三次えひめ環境基本計画」においても、未来を支える人づくりしくみづくりの施策として、「食品ロスの削減」を盛り込んでいます。なお、農林水産業についても、「えひめ農業振興基本方針2016」において「食品ロスの削減」を推進事項に掲げてきたところであり、今後も引き続き取り組んでいきます。

このような状況を踏まえ、消費者、事業者、関係団体及び行政等の多様な主体が連携し、「もったいない」の精神を活かしたオール愛媛による食品ロス削減の取組みを一層加速していくため、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づいて、令和3年3月に「愛媛県食品ロス削減推進計画」が策定されました。

愛媛県における食品ロス約5.1万トンのうち、約60%にあたる約3.1万トンが家庭系食品ロスであり、残りの約40%にあたる約2.0万トンが事業系食品ロスとなっています。また、愛媛県全体の食品ロス量である約5.1万トンを県民1人あたりに換算すると、1日約103g、年間約38kgとなります。



③市民・事業者・行政の取組み

本計画における市民・事業者・行政の取組みについて、「愛媛県食品ロス削減推進計画」に基づき、下記に示すとおり実践していきます。

市民の取組み

(知識の普及啓発等)

- 食品ロス等の削減をテーマにしたシンポジウムや小売店等と連携したイベント開催等により、暮らしの中で食品ロスを認識し、削減に向けた行動を考え、実践を促す機会とします。
- 事業所に対し、食品ロス削減に関する啓発資材を作成、配布し、職場での普及啓発に努めます。
- 「消費期限（食べても安全な期限）」と「賞味期限（おいしく食べられる期限）」の違いについて、消費者に対し重点的に啓発することで、食品ロス削減に資する期限表示の正しい理解を促進します。
- 食品関連事業者等の取組みを紹介するとともに、健康づくりに資する食育推進を通じて、食べ物に対する感謝の気持ちを醸成します。
- フードバンク活動の役割や必要性を周知し、フードバンク活動団体等への余剰食品の有効活用を促します。
- 外食する機会が多い忘年会新年会シーズンに街頭啓発などを通じ、「3010 運動」や「宴会5箇条」（宴会をおいしく楽しむための①適量注文、②声掛け、③味わいタイム、④シェア（分け合う）、⑤残さず食べきり）、食べ切りキャンペーンを推進します。
- 学校での教科や出前講座、給食指導等を通じた児童生徒や学生に対する食品ロス削減の意識啓発や理解促進を図ります。

(家庭での取組み促進)

- 家庭の余剰食品等をリメイクして、有効活用する料理動画をSNSやHPなどで、幅広く周知します。
- 「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」など家庭における主な食品ロス発生要因について啓発します。
- 季節商品の予約販売や時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を促進します。
- 食品小売店での買い物の際に、家庭で直ぐに使う食品は、陳列棚の手前にある期限切れ間近の商品購入を促進することで、食品小売店における食品廃棄の削減につなげます。
- 市民に対し食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組みについて普及啓発を行い、理解を促進します。
- 食品ロス削減月間や食品ロス削減の日に、食品ロスの削減に対する市民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組みを実施します。
- 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発提供等を推進します。
- 家庭等で余っている食品を持ち寄り、子ども食堂や福祉施設等に提供するフードドライ

ブを推進します。

- 市民から発生する余剰在庫や期限切れの食品の提供窓口の増加を図ります。

事業者の取組み

(食品製造業)

- 原材料の有効活用、賞味期限の延長、容量の適正化などの取組みを推進するとともに、余剰在庫の削減を図ります。

(食品小売業)

- 値引き販売や見切り販売コーナー設置など販売期限が近い商品購入を消費者に呼び掛ける取組みを推進します。
- 食品小売店等における小分け少量パック販売の推進、売り切り値引きポイント付与制度を推進します。

(外食業)

- 飲食店等における小盛りサイズメニューの導入や食品ロス削減につながる取組みを推進します。
- 宴会等の最初の30分とお開き前の10分に食事を楽しむ「3010運動」を実施し、来店者への呼び掛けなどを通じた食べ残し削減に取り組めます。

(その他)

- 食品関連事業者等から発生する未利用食品等を子ども食堂や福祉施設等に提供するフードバンク活動に関する情報発信を図ります。
- フードバンク活動の推進を図るため、フードバンク活動団体と食品関連事業者等との事業連携を支援します。
- 地域内の未利用食品等を地域内で有効活用するため、食品小売店と子ども食堂や福祉施設等が連携した地域循環型フードバンク活動を支援します。
- 食品関連事業者等は、賞味期限切れ前の災害備蓄食料をフードバンク活動団体に提供して未利用食品等の有効活用を図ります。

行政の取組み

- ごみカレンダー、ごみ分別アプリ、ごみ袋等を活用した地域住民に対する食品ロス削減に関する普及啓発を図るとともに、地域住民等の取組みを支援します。
- 市民、事業者、県及びフードバンク活動団体等と連携した食品ロス削減に幅広く取り組みます。
- 「おいしい食べきり推進店登録制度」の普及拡大に取り組めます。
- 主催するイベント等での食品ロスの削減を推進します。
- 消費者や事業者等に食品ロス削減に資する情報提供を図ります。
- 災害時用備蓄食料の有効活用に努めます。

第7節 収集・運搬計画

1. 収集・運搬に関する今後の取組み

ごみの収集・運搬は、ごみを迅速かつ効率的に収集し、生活環境に支障のないよう安全に行っていきます。

本市では、ごみの発生段階におけるごみの減量化を図るとともに、排出段階における減量化及び分別の徹底を図り、資源化が可能なものは、再生利用の推進を図ります。

また、市民への協力・要請により、処理・処分の形態に適した分別排出の徹底を図ることで、本市における適正処理を推進していきます。

2. 収集・運搬の主体

家庭系ごみの収集・運搬については、令和4年度からは本市全域で民間委託を行います。

また、事業系ごみの収集・運搬については、本市の許可する収集・運搬業者が行っていきます。

3. 分別の種類・区分及び分別の方法等

計画収集区域については、現在と同様として本市内全域を対象とします。

収集方法は、現在、本市における家庭系ごみはステーション方式及び戸別回収で行っており、今後も現体制を維持していきます。

分別収集の品目については、当面は現在の収集品目・収集頻度を維持していきますが、将来におけるごみの分別品目等の変更が生じた際には、適時、見直しを図っていきます。

4. 収集・運搬量

本市における収集・運搬量の見込みは、表4-2に示すとおりです。

表4-2 収集・運搬量の見込み

(単位：t/年)

	実績	見込み(目標)	
	R2	R8	R13
収集運搬量(家庭系+事業系)	11,087	9,610	8,672
燃やすごみ	8,072	6,656	5,753
燃やさないごみ	471	392	334
資源ごみ	2,282	2,341	2,393
粗大ごみ	262	221	192

第8節 中間処理計画

1. 中間処理に関する今後の取組み

本市で排出するごみについては、本市の施設等で再資源化・減量化・減容化・安定化することにより、最終処分場への負担をできるだけ軽減します。

また、焼却処理にあたっては、ダイオキシン類対策等の環境保全に十分配慮した処理を行うとともに、施設の安定的な処理を行うために適正な維持管理を行っていきます。

2. 中間処理の方法及び量

今後の中間処理については、本市の施設及び委託により安全、かつ適正に処理していきます。令和4年度以降のごみ処理の流れは、図4-12に示すとおりです。

なお、現在、八幡浜市環境センターのごみ焼却施設は、西予市及び伊方町の可燃ごみを受け入れて焼却処理を行っているが、今後も継続して行っています。

本市における中間処理量の見込みは、表4-3に示すとおりです。

表4-3 中間処理量の見込み

(単位：t/年)

	実績	見込み(目標)	
	R2	R8	R13
焼却処理量(本市分)	9,775	8,108	6,994
焼却処理量(広域)	19,006	15,666	13,469
破碎・選別等処理量(本市分)	1,677	1,523	1,427
直接資源化量(本市分)	1,478	1,527	1,561

※「(広域)」とは、本市の施設で処理している西予市及び伊方町分を含めたものである。

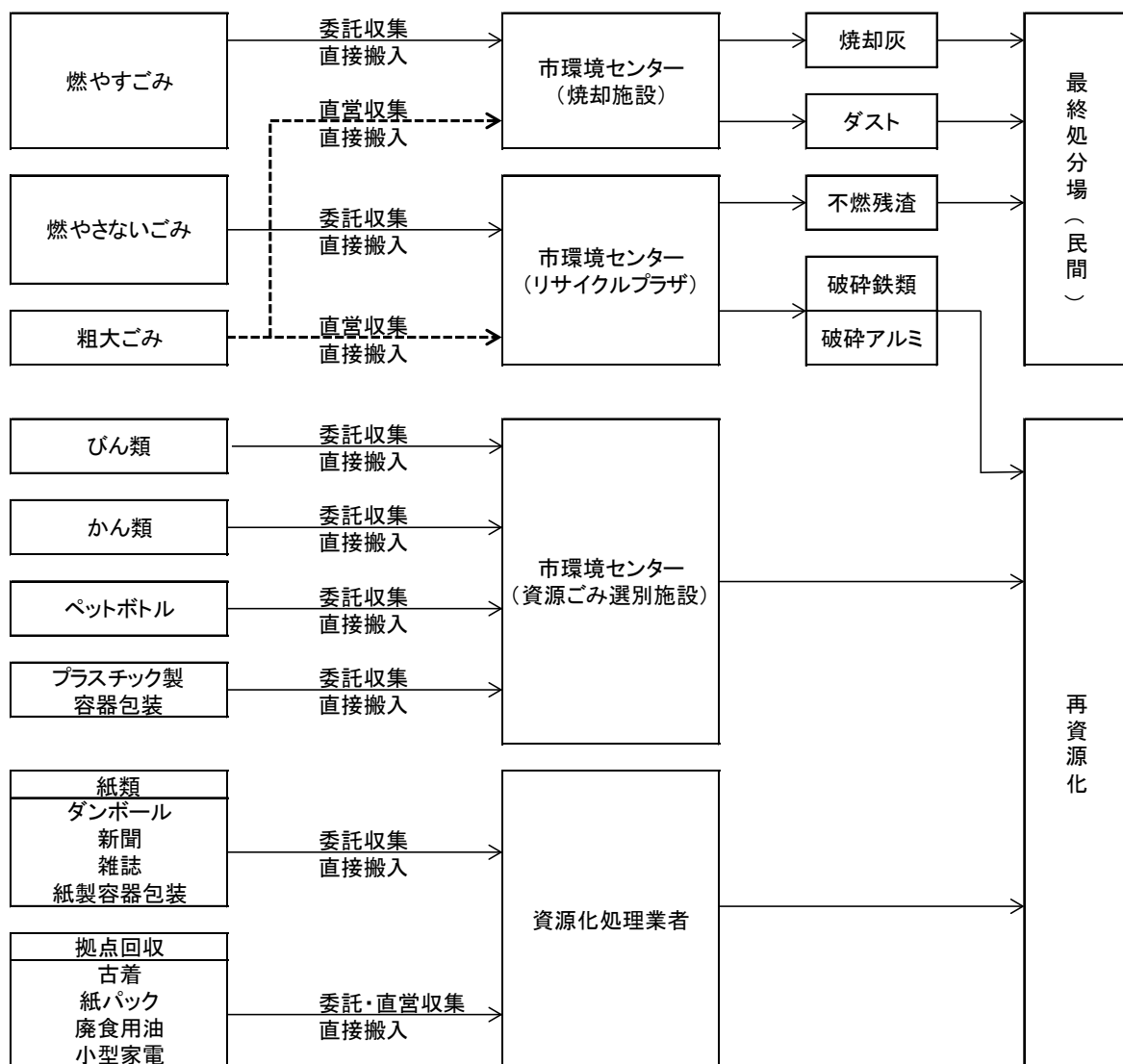


図 4 - 1 2 ごみ処理の流れ (令和年度以降)

3. 将来的な整備方針

八幡浜市環境センターごみ焼却施設は、稼働開始から 20 年以上を経過しており、現在に至るまでの間、ダイオキシン類削減の恒久対策、基幹更新工事や計画的な改修・補修工事を行っています。経年的な老朽化により突発的な故障などにより稼働が困難となる恐れがあります。

したがって、将来的に安定したごみ処理を継続するために、次期施設の整備検討を行っていく必要があります。なお、施設整備の検討の際には、県が策定するごみ処理広域化を考慮していきます。

第9節 最終処分計画

1. 最終処分に関する今後の取組み

本市では、発生したごみについて中間処理、再資源化後、公衆衛生の保全を図りながら最終処分に努めていきます。また、令和3年度末に受入を停止予定であり、令和4年度から閉鎖に向けて準備を進めていく八幡浜市一般廃棄物最終処分場の扱いについても検討していきます。

2. 最終処分の方法及び量

今後の最終処分について、本市地域での最終処分場の整備を行うことが困難であることが考えられるため、民間施設での処分を行っていきます。

処分受け入れ側の民間施設についても、適切な管理が行われているか定期的な現地調査を実施するとともに、最終処分場の残余量の把握に努めていきます。

本市における最終処分量の見込みは、表4-4に示すとおりです。

表4-4 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

	実績	見込み(目標)	
	R2	R8	R13
最終処分量(本市分)	1,425	1,226	1,084
直接埋立(本市分)	61	0	0
焼却残渣(本市分)	976	812	701
焼却残渣(広域)	1,886	1,567	1,347
中間処理残渣(本市分)	388	414	383

※「(広域)」とは、本市の施設で処理している西予市及び伊方町分を含めたものである。

第10節 その他

1. 廃棄物減量等推進審議会等の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度が設けられています。また、地域の廃棄物減量等推進員については、地域の一般廃棄物減量、再生利用の促進を図っていくためのリーダーとしての役割が求められています。

今後、ごみ処理についても、市民や事業者等の協力によるさらなるごみ減量やリサイクルの推進が必要であり、そのための各種施策の実施ならびに三者協働体制の確立が必要であるため、これらの制度を活用していきます。

2. 適正処理困難物対策

本市で収集、受け入れ及び処理しない廃棄物は、八幡浜市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条に基づき、危険物、処理困難物、産業廃棄物、家電リサイクル法の対象品目と定めています（p16参照）。

今後も、上記の廃棄物は受け入れないものとし、排出者に販売店や製造業者等に依頼して処理を行うように啓発します。また、将来的に本市の施設の機能に支障が生じる廃棄物が発生した場合には、必要に応じて収集、受け入れ及び処理しない廃棄物として定めていくものとします。

3. 特別管理一般廃棄物対策

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法第2条第3項により、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として、次のものが定められています。

- 1 PCBを使用する部品
（廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受像機、廃電子レンジ）
- 2 ごみ処理施設からのばいじん（集じん施設で集められたもの）又はその処理物（熔融、焼成処理等除く）。また、ダイオキシン類特別措置法（特措法）廃棄物焼却炉の廃棄物でダイオキシン類含有量基準（3ng/g）を超えるもの。
 - ・廃棄物焼却炉からのばいじん・燃え殻・その処理物
 - ・同上排ガス洗浄施設からの汚泥又はその処理物
- 3 病院・診療所等から生じた感染性廃棄物

これら特別管理一般廃棄物については、法令により規定された適正な処理を行います。なお、特に感染性廃棄物のうち、各医療機関から排出される事業系医療廃棄物については、各医療機関の責任において専門の処理業者に委託して処理を行うものとしており、将来的にも同様とします。

4. 災害廃棄物処理計画

地震や台風等が引き起こす災害は近年、規模が大きいケースが多く、発生する災害廃棄物量も膨大な量となっています。災害廃棄物は市町村に処理の責任があります。そのため、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための平時の備え、応急対策、復旧・復興対策について、事前に計画しておく必要があります。

具体的には、災害時において一時集積場所を必要とする場合には、運動公園のグラウンド・廃校などの公共的な場所の活用も検討しておきます。

また、中間処理は八幡浜市環境センターにて行いますが、施設の被災状況から稼動不能な場合、もしくは処理能力の不足が生じる場合には、近隣自治体のごみ処理施設や民間の廃棄物処理施設へ処理を依頼していくことも検討します。

このため、地域内にて災害廃棄物を処理しきれない状況も想定しながら、災害時に発生する廃棄物の広域的処理体制の確保を図るため、地域内及び周辺地域との連携体制の構築を図っていきます。

なお、地震・台風等で発生した比較的軽微な災害廃棄物の処理については、基本的に本市の施設にて行うものとしますが、処理できない場合には近隣自治体のごみ処理施設や民間の廃棄物処理施設へ処理を依頼します。

5. 不法投棄対策

地域の環境美化推進については、「八幡浜のまちをみんなできれいにする条例」に定めるところにより、本市が委嘱する環境美化推進員を中心に取り組んでいきます。市民とともに積極的な取り組みを行っていますが、あわせて廃棄物の不法投棄についても監視を行い、不法投棄に対しては、市民パトロールの実施や看板設置等の対策を講じていくほか、不法投棄は廃棄物処理法違反であることから、警察や産業廃棄物を所管する八幡浜保健所とも連携し、厳しく対応していきます。

なお、ごみ処理費に関する手数料の見直しの際には、不法投棄の増加の懸念もあるため、適正な料金設定と不法投棄に対する強化措置をあわせて検討する必要があります。

6. 海洋ごみ及び漂着ごみ対策

近年、海洋ごみによる海洋環境汚染、人々の生活・健康への影響が危惧されています。

漂着ごみ問題に関して最も重要なのは、時間の経過と共に被害が拡大・増加し、その対応が困難になってくるという点です。早期に対応しておけば対応は比較的容易で被害も拡大・増加することは無いということであり、よりよい海岸管理の検討するにあたって最も基本とすべき考え方です。

海岸に漂着するごみは平常時には少量だが徐々に堆積するため、継続的な対応が必須です。それに対し、台風等の時化の際には一気に大量のごみ（比較的大型の自然系ごみの割合が多い）が漂着するため比較的大掛かりな対応が必要です。

このように、ごみの漂着にも構成の違いや傾向の違いがあることから、臨機応変に対応主体を配置しなければ効率的な海岸管理を行うことはできません。日常的な管理の面からは地域と行政の協働が不可欠で、地域住民が日常的に海岸のモニタリングを実施して継続的に漂着ごみを拾うことと、行政からの地域への呼びかけ・支援体制が重要です。

特に、海に漂流するプラスチックごみに対して、これからどうするべきなのか、個人、企業、団体、地域、行政などそれぞれの立場から、プラスチックごみを減らす取組みをしていくことが重要です。

海洋プラスチックごみは日本だけでなく、世界全体で大きな問題となっています。国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」でも、「2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する」ことが、目標の一つとして掲げられています。

こうした中で、日本国内でも、企業がプラスチックのストローをやめたり、プラスチックに替わるものを開発したり、行政やボランティア団体などが海岸の清掃活動やプラスチックごみ削減運動をしたり、それぞれの立場で様々な取組みを始めています。

本市では、令和元年9月から唯一の有人離島である大島において島民が主体となり、清掃活動を実施しております。

また、漂着ごみの調査・回収を行っている一般社団法人 E.C オーシャンズ、海底ごみの調査・回収を行っている愛媛ダイビングセンターなど、民間団体やその他ボランティアも清掃活動を実施しております。

今後も、民間団体やボランティアが実施する活動を積極的に支援するため、回収した海洋ごみの処理を本市で行います。

第 1 1 節 計画の進行管理の実施

本計画の進行管理（PDCAサイクル）のイメージは、図4-13に示すとおりです。

本計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。そのため、計画の進捗状況を施策ごとにPDCAサイクルにより点検します。

点検は、数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理します。これにより、事業の課題を明確に把握し、取組みに反映させるとともに、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。また、市民や事業者の取組や活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していきます。

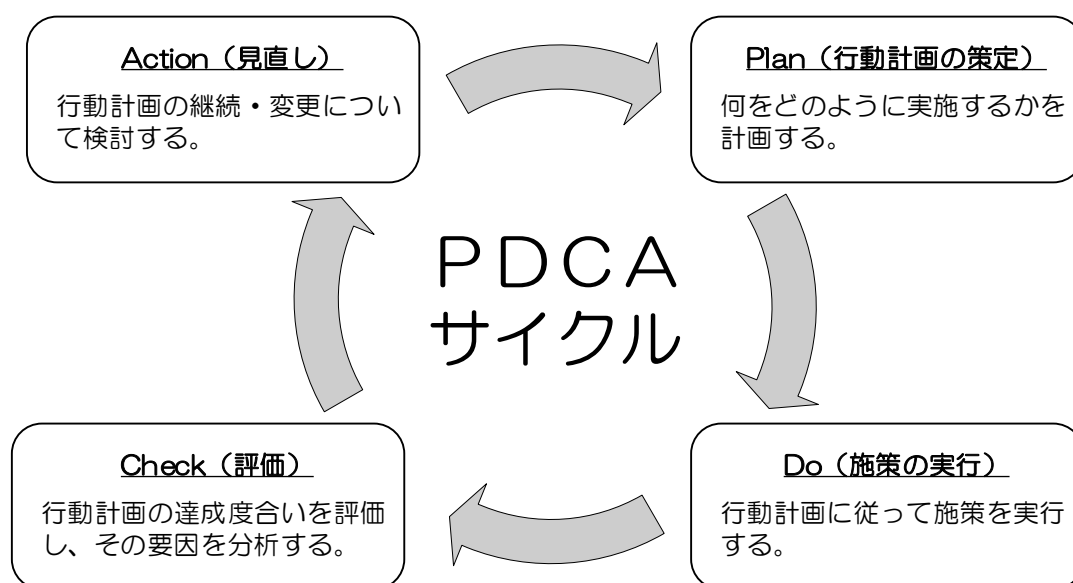


図4-13 PDCAサイクルのイメージ

